

別冊1

特定小売供給約款変更認可申請補正書

北陸電力株式会社

別 紙

特定小売供給約款

2023年6月1日 実施

 北陸電力株式会社

特 定 小 売 供 給 約 款

目 次

I	総 則	1
1	適 用	1
2	供給約款の認可および変更	1
3	定 義	1
4	単位および端数処理	3
5	実 施 細 目	4
II	契約の申込み	5
6	需給契約の申込み	5
7	需給契約の成立および契約期間	6
8	需 要 場 所	6
9	需給契約の単位	7
10	供 給 の 開 始	7
11	供 給 の 单 位	7
12	承 諾 の 限 界	8
13	需給契約書の作成	8
III	契約種別および料金	9
14	契 約 種 別	9
15	定 額 電 灯	9
16	従 量 電 灯	11
17	臨 時 電 灯	17
18	公 衆 街 路 灯	21
19	低 圧 電 力	25
20	臨 時 電 力	27

2 1 農事用電力	2 9
IV 料金の算定および支払い 3 4	
2 2 料金の適用開始の時期	3 4
2 3 検針日	3 4
2 4 料金の算定期間	3 5
2 5 使用電力量の計量	3 5
2 6 料金の算定	3 7
2 7 日割計算	3 8
2 8 料金の支払義務および支払期日	3 8
2 9 料金その他の支払方法	4 0
3 0 延滞利息	4 2
3 1 保証金	4 3
V 使用および供給 4 4	
3 2 適正契約の保持	4 4
3 3 力率の保持	4 4
3 4 需要場所への立入りによる業務の実施	4 4
3 5 電気の使用にともなうお客様の協力	4 5
3 6 供給の停止	4 5
3 7 供給停止の解除	4 6
3 8 供給停止期間中の料金	4 7
3 9 違約金	4 7
4 0 供給の中止または使用の制限もしくは中止	4 7
4 1 制限または中止の料金割引	4 7
4 2 損害賠償の免責	4 8
4 3 設備の賠償	4 9

VI	契約の変更および終了	50
4 4	需給契約の変更	50
4 5	名義の変更	50
4 6	需給契約の廃止	50
4 7	需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金等の精算	51
4 8	解約等	53
4 9	需給契約消滅後の債権債務関係	53
VII	供給方法、工事および工事費の負担	54
5 0	供給方法および工事	54
5 1	工事費負担金等相当額の申受けおよび精算	54
VIII	保 安	55
5 2	保安の責任	55
5 3	調査	55
5 4	調査に対するお客さまの協力	55
5 5	保安に対するお客さまの協力	55
5 6	自家用電気工作物	56
附	則	57
別	表	71

I 総 則

1 適 用

- (1) 当社が、特定需要に応じて(2)を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が維持および運用する供給設備を介して電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この特定小売供給約款（以下「この供給約款」といいます。）によります。
- (2) この供給約款は、当社の供給区域である次の地域に適用いたします。
富山県、石川県、福井県（一部を除きます。）、岐阜県の一部

2 供給約款の認可および変更

- (1) この供給約款は、電気事業法附則第18条第1項の規定にもとづき、経済産業大臣の認可を受けたものです。
- (2) 当社は、経済産業大臣の認可を受け、または経済産業大臣に届け出て、この供給約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の特定小売供給約款によります。

3 定 義

次の言葉は、この供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 低 圧
標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。
- (2) 電 灯
白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。
- (3) 小型機器
主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できない

ものは除きます。

(4) 動 力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(5) 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(6) 契約主開閉器

契約上設定されるしや断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしや断し、お客様において使用する最大電流を制限するものをいいます。

(7) 契約電流

契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。

(8) 契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

(9) 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(10) 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(11) その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(12) 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

(13) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。

(14) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(15) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

4 単位および端数処理

この供給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 契約電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、低圧電力、臨時電力または農事用電力Aについては、19（低圧電力）(4)を適用した場合に算定された値が0.5キロワット以下となるときは、契約電力を0.5キロワットといたします。また、農事用電力Bで契約負荷設備の総入力が0.5キロワット以下となる場合は、契約電力を0.5キロワットといたします。
- (4) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (5) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (6) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切

り捨てます。

5 実施細目

この供給約款の実施上必要な細目的事項は、この供給約款および当該一般送配電事業者等が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送供給等約款等」といいます。）の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

II 契約の申込み

6 需給契約の申込み

(1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの供給約款を承認し、かつ、託送供給等約款等における需要者に関する事項を遵守することを承諾のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によつて申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。

契約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい、託送供給等約款等に定める供給地点といたします。）、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、契約負荷設備、契約主開閉器、契約電流、契約容量、契約電力、発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。）、業種、用途、使用開始希望日、使用期間、料金の支払方法ならびに携帯電話番号または電子メールアドレス等の連絡先

(2) (1)により需給契約の申込みをされる場合は、お客さまは、あらかじめ次の事項を承諾するものといたします。

イ 当社が、需給契約の締結に必要な事項のうち、当該一般送配電事業者等が接続供給のために必要とする事項について、当該一般送配電事業者等に提供すること。

ロ 当該一般送配電事業者等が、接続供給の実施に必要なお客さまの情報を、当社に対し提供すること。

(3) 契約負荷設備、契約電流、契約容量および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。

(4) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当該一般送配電事業者等へ供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。

(5) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていたとき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

7 需給契約の成立および契約期間

(1) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

(2) 契約期間は、次によります。

イ 契約期間は、臨時電灯および臨時電力ならびに農事用電力Bで供給設備を常置しない場合を除き、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。

ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ 臨時電灯および臨時電力ならびに農事用電力Bで供給設備を常置しない場合の契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間（契約上電気を使用できる期間をいいます。）の満了の日までといたします。

ニ お客さまの需要場所が、電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、イ、ロおよびハにかかわらず、当該指定区域に対し電気事業法第2条第1項第8号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。

8 需要場所

当社は、託送供給等約款等において1需要場所と認められているものを、1需要場所といたします。

9 需給契約の単位

当社は、次の場合を除き、1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。

- (1) 1需要場所において、次の2以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の1契約種別((2)の場合は、2契約種別といたします。)とをあわせて契約する場合

　　臨時電灯のうちの1契約種別、臨時電力、農事用電力

- (2) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、定額電灯と低圧電力、または従量電灯のうちの1契約種別と低圧電力とをあわせて契約する場合

- (3) 災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない、お客さまからの申出がある場合で、当該一般送配電事業者等が技術上、保安上適当と認めたとき。

10 供給の開始

- (1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。

- (2) 天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、当社は、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11 供給の単位

当社は、託送供給等約款等にもとづき、原則として、1需給契約につき、1供給電気方式、1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。

12 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。

13 需給契約書の作成

特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。

III 契約種別および料金

14 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

需 要 区 分	契 約 種 别
	定 額 電 灯
電 灯	従 量 電 灯
	A B C
需 要	臨 時 電 灯
	A B C
	公 衆 街 路 灯
	A B
電 力 需 要	低 圧 電 力
	臨 時 電 力
	農 事 用 電 力
	A B

15 定額電灯

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が400ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流单相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合には、交流单相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 料 金

料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が79,800円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が79,800円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 需要家料金

需要家料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契 約 に つ き	59円40銭
-------------	--------

ロ 電灯料金

(イ) 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの1灯につき	106円20銭
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	192円59銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	365円38銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	538円17銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	883円75銭
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	883円75銭

- (ロ) ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。
- (ハ) 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

ハ 小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ1月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの1機器につき	309円16銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	567円71銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	567円71銭

16 従量電灯

(1) 従量電灯A

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 使用する最大電流（交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。）が5アンペア以下であること。
- (ロ) 定額電灯を適用できること。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトも

しくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

ハ 契約電流

- (イ) 契約電流は、5アンペアといたします。
- (ロ) 当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じて、電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客様において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者等は、電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けてないことがあります。

ニ 料 金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が79,800円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が79,800円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最 低 料 金	1契約につき最初の8キロワット時まで	315円47銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	30円83銭

(2) 従量電灯B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
- (ロ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなしま

す。) が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することができます。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流单相2線式標準電圧100ボルトまたは交流单相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流单相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

(イ) 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客様の申出によって定めます。

(ロ) 当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客様において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者等は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)

イによって算定された平均燃料価格が79,800円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が79,800円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 10 アンペア	302円50銭
契約電流 15 アンペア	453円75銭
契約電流 20 アンペア	605円00銭
契約電流 30 アンペア	907円50銭
契約電流 40 アンペア	1,210円00銭
契約電流 50 アンペア	1,512円50銭
契約電流 60 アンペア	1,815円00銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	30円83銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	34円72銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	36円43銭

(ハ) 最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	302円50銭
---------	---------

(3) 従量電灯C

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(ロ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することができます。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流单相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当該一般送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流单相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約容量

(イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗

じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表3（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

(ロ) お客様が契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表5（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限でくる電流を、必要に応じて確認いたします。

ホ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が79,800円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が79,800円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	302円50銭
-------------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	30円83銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	34円72銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	36円43銭

17 臨時電灯

(1) 臨時電灯A

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が3キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流单相2線式標準電圧100ボルトまたは交流单相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流单相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 料 金

料金は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）によって、1日につき次によつて算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によつて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによつて算定された平

均燃料価格が79,800円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が79,800円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	10円95銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	21円91銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	21円91銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	219円04銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	219円04銭

ニ その他

- (イ) 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。
 - (ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Aを適用いたします。
 - (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。
- (2) 臨時電灯B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約電流が40アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 契約電流

- (イ) 契約電流は、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客様の申出によって定めます。
- (ロ) 当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じて、電流制限器等または

電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客様において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者等は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ハ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が79,800円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が79,800円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流10アンペアにつき	330円55銭
---------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	40円21銭
------------	--------

ニ そ の 他

- (イ) 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。
- (ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Bを適用いたします。
- (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯B

に準ずるものといたします。

(3) 臨時電灯C

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が79,800円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が79,800円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	330円55銭
-------------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	40円21銭
------------	--------

ハ そ の 他

- (イ) 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。
- (ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日ま

でが1年未満となるときは、臨時電灯Cを適用いたします。

(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Cに準ずるものといたします。

18 公衆街路灯

(1) 公衆街路灯A

イ 適用範囲

公衆のために、一般道路、橋、公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯、消火せん標識灯、交通信号灯、海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器（以下「公衆街路灯」といいます。）を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が1キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、昼間にも継続して使用されるものについては、お客さまと当社との協議によって公衆街路灯Bを適用することがあります。

ロ 料 金

料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が79,800円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が79,800円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 需要家料金

需要家料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契 約 に つ き	53円90銭
-------------	--------

(ロ) 電灯料金

a 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの1灯につき	99円22銭
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	180円85銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	344円10銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	507円34銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	833円84銭
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	833円84銭

b ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

c 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ハ) 小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ1月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの1機器につき	291円68銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	537円15銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	537円15銭

ハ その他

- (イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて1需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適當と認められる場合は、一括して公衆街路灯Aを適用することができます。
- (ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。

(2) 公衆街路灯B

イ 適用範囲

公衆街路灯を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 契約容量が1キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- (ロ) 公衆街路灯Aを適用できないこと。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流单相2線式標準電圧100ボルトまたは交流单相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流单相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約容量

契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）といたします。ただし、契約負荷設備の総容量が1キロボルトアンペア未満の場合は、1キロボルトアンペアといたします。

ニ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金

の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が79,800円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が79,800円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	280円50銭
-------------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	28円64銭
------------	--------

(ハ) 最低月額料金

(イ) および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契 約 に つ き	280円50銭
-------------	---------

ホ そ の 他

(イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて1需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適當と認められる場合は、一括して公衆街路灯Bを適用することができます。

(ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Cに準ずるものといたします。

19 低圧電力

(1) 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- イ 契約電力が原則として50キロワット未満であること。
- ロ 1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることができます。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契約電力

イ 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電

流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表5（契約容量および契約電力の算定方法）に準じて算定し、(ロ)の係数を乗じないものといたします。

(イ) 契約負荷設備のうち

最大の入力 のものから	最初の2台の入力につき	100パーセント
	次の2台の入力につき	95パーセント
	上記以外のものの入力につき	90パーセント

(ロ) (イ)によってえた値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

ロ お客様が契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表5（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(5) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が79,800円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が79,800円を上回る

場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,226円50銭
---------------	-----------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比で分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	26円09銭	25円03銭

ハ その他

時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。

(6) その他

変圧器、発電設備等その他を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

20 臨時電力

(1) 適用範囲

動力を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約電力が原則として

50キロワット未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

(2) 契約電力

契約電力は、低圧電力に準じて定めます。

(3) 料 金

契約電力が、5キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし、5キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。

イ 定額制供給の場合

料金は、次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の料金は、契約電力が1キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が79,800円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が79,800円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	256円43銭
---------------------	---------

ロ 従量制供給の場合

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が79,800円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が79,800円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定され

た燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき19（低圧電力）(5)イの該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、19（低圧電力）(5)イの該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
1キロワット時につき	31円57銭	30円30銭

(4) そ の 他

- イ 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。
- ロ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電力を適用いたします。
- ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

21 農事用電力

(1) 農事用電力A（かんがい排水需要）

- イ 適用範囲

農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要で、契約電力が原則

として50キロワット未満であるものに適用いたします。

口 契約電力

契約電力は、低圧電力に準じて定めます。

ハ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が79,800円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が79,800円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

また、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

なお、1回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は、半額といたします。また、1年の基本料金の合計は、最低保証料金（電気を使用する場合の基本料金の2月分とし、その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

契約電力 1 キロワットにつき	577円50銭
-----------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれ

る夏季およびその他季の日数の比で算分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
1 キロワット時につき	20円44銭	19円89銭

ニ そ の 他

- (イ) お客様が契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、契約使用期間を変更いたします。
- (ロ) お客様が電気の使用を休止される場合には、当該一般送配電事業者等は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。
- (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

(2) 農事用電力B（育苗・栽培需要）

イ 適用範囲

農事用の育苗または栽培のために熱源として動力を毎年、一定期間を限り、30日以上継続して使用する需要で、契約電力が50キロワット未満であるものに適用いたします。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトまたは交流单相2線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流单相2線式標準電圧100ボルトまたは交流单相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

ハ 契約電力

契約電力は、契約負荷設備の総入力といたします。

ニ 料 金

契約電力が、5キロワット以下の場合は定額制供給とし、5キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。

(イ) 定額制供給の場合

料金は、次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の料金は、契約電力が1キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が79,800円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が79,800円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。また、1年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額の合計は、最低保証料金（最初の30日までの次によって算定された金額とし、その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

契約電力1キロワットにつき	最初の30日まで	9,177円84銭
	30日をこえる1日につき	305円93銭

(ロ) 従量制供給の場合

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が79,800円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が79,800円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。

また、1年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額の合計は、最低保証料金（基本料金の1月分とし、その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

a 基本料金

基本料金は、1月につき19（低圧電力）(5)イの該当料金（電気を使用する場合のものといたします。）の10パーセントを割増したもののを適用いたします。

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比でん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
1キロワット時につき	27円25銭	26円09銭

ホ そ の 他

- (イ) お客様が契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、30日以上継続して電気を使用されることとなる場合に限り、契約使用期間を変更いたします。
- (ロ) お客様が電気の使用を休止される場合には、当該一般送配電事業者等は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。
- (ハ) お客様が希望される場合には、当該一般送配電事業者等は、供給設備を常置しないことがあります。
- (ニ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

IV 料金の算定および支払い

22 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

23 検針日

検針日は、次により、実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

- (1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当該一般送配電事業者等がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに当該一般送配電事業者等が行ないます。
- (2) お客さまが不在等のため検針できなかつた場合は、検針に伺った日に検針を行なつたものといたします。
- (3) 当該一般送配電事業者等は、やむをえない事情のある場合には、(1)にかかわらず、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針を行なうことがあります。
- (4) 当該一般送配電事業者等は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。

なお、当社は、口の場合は、非常変災等の場合を除き、あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。

イ 需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合

ロ その他特別の事情がある場合

- (5) (4)イの場合で、検針を行なわなかつたときは、需給開始の直後のお客さ

まの属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。

(6) (4)口の場合で、検針を行なわなかつたときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

24 料金の算定期間

- (1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。
- (2) 定額制供給の場合または25（使用電力量の計量）(7)の場合の料金の算定期間は、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力の料金の算定期間は、契約使用開始日から翌月の応当日（契約使用開始日に対応する日をいいます。）の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。

25 使用電力量の計量

(1) 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間ににおける使用電力量は、次の場合ならびに(5)および(6)の場合を除き、検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）いたします。

イ 23（検針日）(2)の場合の使用電力量は、前回の検針の結果によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値（月数による平均値といたします。）によって精算いたします。ただし、26（料金の算定）(1)イ、口またはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期

間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

なお、計量値を確認するときは、その値によって精算いたします。

ロ 23（検針日）(5)の場合、計量値を確認するときを除き、需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。

ハ 23（検針日）(6)の場合の使用電力量は、原則として前回の検針の結果の1月平均値によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値によって精算いたします。ただし、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

(2) 計量器の読みは、次によります。

イ 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし、指針が目盛りの中間を示す場合は、その値が小さい目盛りによるものといたします。

ロ 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。ただし、記録型計量器により計量する場合は、最小位までといたします。

ハ 乗率を有する場合は、最小位までといたします。

(3) 使用電力量は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。

(4) 当社は、検針の結果を原則として電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客様の閲覧に供する方法等によりお客様にお知らせいたします。ただし、お客様が希望される場合で当社が認めたときは、書面によりお知らせすることがあります。この場合、当社は、次の金額を、書面発行手数料として申し受けます。

1 契約 1 料金算定期間につき	110 円 00 銭
------------------	------------

また、書面発行手数料は、原則として、書面を発行した直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。なお、次のいずれかに該当する場合には、書面発行手数料を申し受けません。

イ 電気の供給を開始した日が属する月およびその翌月の料金の算定期間の検針の結果をお知らせする場合

ロ 需給契約の消滅日が属する月の料金の算定期間の検針の結果をお知らせする場合

ハ 29(料金その他の支払方法) (1)ロにより、料金を支払われる場合

ニ 28(料金の支払義務および支払期日) (4)により、一括して料金を支払われる場合

ホ その他特別の事情がある場合

(5) 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量は、

(6)の場合を除き、取付けおよび取外しした電力量計ごとに(1)に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。

(6) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかつた場合には、

料金の算定期間の使用電力量は、託送供給等約款等にもとづき、お客さまと当社との協議によって定めます。

(7) 従量制供給のお客さまについて、検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、託送供給等約款等にもとづき、お客さまと当社との協議によって定めます。

(8) 記録型計量器により計量する場合は、記録型計量器に記録された電力量計の値の表示は行ないません。

26 料金の算定

(1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。

イ 電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合

ロ 契約種別、契約負荷設備、契約電流、契約容量、契約電力等を変更した

ことにより、料金に変更があった場合

- ハ 24（料金の算定期間）(1)の場合で検針期間の日数がその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。
- (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

27 日割計算

- (1) 当社は、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定いたします。

イ 基本料金、最低料金、最低月額料金または定額制供給の料金は、別表6（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。

ロ 電力量料金および従量制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表6（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。ただし、従量電灯の料金適用上の電力量区分については、別表6（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をいたします。

ハ イおよびロによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

- (2) 26（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除きます。

また、26（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

- (3) 日割計算をする場合には、当社または当該一般送配電事業者等は、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

28 料金の支払義務および支払期日

- (1) お客様の料金の支払義務は、次の日に発生いたします。

イ 従量制供給の場合は、検針日といたします。ただし、23（検針日）(5)の場合の料金または25（使用電力量の計量）(1)イもしくはハにより精算

する場合の精算額については次回の検針日とし、また、25（使用電力量の計量）(6)の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。

なお、25（使用電力量の計量）(7)の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。

ロ 定額制供給の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力の場合は、契約使用開始日およびその各月の応当日とすることがあります。

ハ 29（料金その他の支払方法）(7)の場合は、当該支払期に属する最終月のイまたはロによる日といたします。

ニ 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、従量制供給の場合で、特別の事情があつて需給契約の消滅日以降に当該一般送配電事業者等が計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。

ホ 農事用電力のお客さまの1年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を除いた金額の合計（農事用電力Aの場合は基本料金の合計といたします。）が最低保証料金を下回るときに申し受ける料金は、その金額が明らかになった日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日（明らかになった日が検針日の場合は、その検針日といたします。）といたします。

(2) お客様の料金は、支払期日までに支払っていただきます。

(3) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。ただし、当該一般送配電事業者等が検針の基準となる日に先だって実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとされる場合の支払期日は、検針の基準となる日の翌日から起算して30日目といたします。

なお、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。

(4) 公衆街路灯等複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客様まで、それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払うことを希望さ

れる場合は、当社との協議によって一括して支払うことができます。この場合のそれぞれの料金の支払期日は、(3)にかかわらず、それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期日といたします。

29 料金その他の支払方法

(1) 料金については毎月、当社が指定した金融機関等を通じて、次により支払っていただきます。ただし、料金がお客さまの指定する口座から振替日に引き落とされなかつた場合、料金がクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれなかつた場合または当社の事情によりイもしくはハによる支払いができない場合等特別の事情がある場合には、ロにより支払っていただきます。

イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法（以下「口座振替」といいます。）を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出させていただきます。

ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によせていただきます。

ハ お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出させていただきます。

(2) お客さまが料金を(1)ロにより支払われる場合は、原則として、次の金額を、振込票発行手数料として申し受けます。

1 契約 1 料金算定期間につき	220 円 00 銭
------------------	------------

なお、振込票発行手数料は、原則として、振込票を発行した直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

ただし、次のいずれかに該当する場合には、振込票発行手数料を申し受けません。

イ 電気の供給を開始した日が属する月およびその翌月の料金の算定期間の料金を支払われる場合

ロ 需給契約の消滅日が属する月の料金の算定期間の料金を支払われる場合
ハ 28(料金の支払義務および支払期日)(4)により、一括して料金を支払わ
れる場合

ニ その他特別の事情がある場合

(3) お客さまが料金を(1)イ、ロまたはハにより支払われる場合は、次のとき
に当社に対する支払いがなされたものといたします。

イ (1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引
き落とされたとき。

ロ (1)ロにより支払われる場合は、料金がその金融機関等に払い込まれた
とき。

ハ (1)ハにより支払われる場合は、料金がそのクレジット会社により当社
が指定した金融機関等に払い込まれたとき。

(4) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別
措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指
定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払
い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(3)にかかわら
ず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する
支払いがなされたものといたします。

(5) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

(6) 23（検針日）(5)の場合、需給開始の日から直後の検針日の前日までを算
定期間とする料金は、需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日まで
を算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。

(7) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお
客さまの承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ご
とに支払っていただくことがあります。

(8) 料金については、当社は、お客さまが希望される場合には、あらかじめ前
受金をお預かりすることができます。

なお、当社は、前受金について利息を付しません。

(9) 臨時電灯、臨時電力および農事用電力については、当社は、従量制供給の

場合は予納金を、定額制供給の場合は前払金を申し受けることがあります。この場合には、これらは使用に先だって支払っていただきます。

なお、予納金および前払金は、原則として予想月額料金の3月分に相当する金額をこえないものとし、使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合、充当後の残額はお返しいたします。

また、当社は、予納金および前払金について利息を付しません。

- (10) 工事費負担金等相当額その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

30 延滞利息

- (1) お客様が料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、(2)の場合を除き、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、料金を29（料金その他の支払方法）(1)イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客様が指定する口座から引き落とされたとき、または料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は、この限りではありません。
- (2) 46（需給契約の廃止）(2)または48（解約等）によって需給契約が消滅した場合または需給契約を解約した場合は、消滅日または解約日においてお客様が支払期日を経過してなお支払われていない料金について、支払期日の翌日から消滅日または解約日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、消滅日または解約日が支払期日の翌日から起算して10日以内である場合は、この限りではありません。
- (3) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額（以下「延滞利息対象額」といいます。）に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消

費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

- (4) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

31 保証金

- (1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。
- イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかつた場合
- ロ 新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。
- (イ) 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかつた場合
- (ロ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合
- (2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。
- (3) 当社は、保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。
- なお、(4)により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて2年以内の預かり期間を設定いたします。
- (4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかつた場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することができます。この場合、その残額をお返しいたします。また、当社は、あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。
- (5) 当社は、保証金について利息を付しません。
- (6) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合は、保証金をお返しいたします。

V 使用および供給

32 適正契約の保持

当社は、お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

33 力率の保持

- (1) 需要場所の負荷の力率は、託送供給等約款等にもとづき、原則として、電灯契約のお客さまについては90パーセント以上、その他のお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。
- (2) お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、2以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。
なお、進相用コンデンサは、託送供給等約款等に定めるところを基準として取り付けていただきます。

34 需要場所への立入りによる業務の実施

- (1) 当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- イ 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- ロ その他この供給約款によって、需給契約の成立、変更または終了等に必要な業務

(2) 当該一般送配電事業者等は、36（供給の停止）(2)もしくは(3)により必要な処置を実施するため、または託送供給等約款等にもとづき、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入ることがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

35 電気の使用にともなうお客さまの協力

(1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当該一般送配電事業者等、当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、お客さまの負担で、託送供給等約款等にもとづき、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していたくものとし、とくに必要がある場合には、お客さまの負担で、託送供給等約款等にもとづき、当該一般送配電事業者等が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

- イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
- ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
- ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
- ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合
- ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合

(2) お客さまが発電設備を当該一般送配電事業者等の供給設備に電気的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものといたします。また、この場合は、法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。），その他の法令等にしたがい、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。

36 供給の停止

(1) 当該一般送配電事業者等は、託送供給等約款等に定める理由により、電気

の供給を停止することがあります。

(2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当該一般送配電事業者等は、当社の求めに応じ、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

なお、この場合には、供給停止の5日前までに予告いたします。

イ お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ロ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ハ この供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金等相当額その他この供給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

(3) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当該一般送配電事業者等は、当社の求めに応じ、そのお客さまについて電気の供給を停止することができます。

イ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

ロ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合

ハ 公衆街路灯または農事用電力の場合で、契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。

ニ 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用されたとき。

ホ 農事用電力の場合で、契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき。

ヘ 34（需要場所への立入りによる業務の実施）(1)に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

ト お客さまがその他この供給約款に反した場合

37 供給停止の解除

36（供給の停止）によって当該一般送配電事業者等が電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、託送供給等約款等にもとづき、当該一般送配電事業者等は、すみやかに電気の供給

を再開いたします。

38 供給停止期間中の料金

36（供給の停止）によって当該一般送配電事業者等が電気の供給を停止した場合で、託送供給等約款等にもとづき接続送電サービス料金の日割計算を行なうときには、当社は、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を27（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。ただし、定額電灯、従量電灯A、従量電灯Bおよび公衆街路灯のお客さまについては、停止期間中の料金を申し受けません。

39 違約金

- (1) お客様が36（供給の停止）(3)イからホまでに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1)の免れた金額は、この供給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といいたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間といいたします。

40 供給の中止または使用の制限もしくは中止

託送供給等約款等にもとづき、当該一般送配電事業者等は、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客様に電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。

41 制限または中止の料金割引

- (1) 40（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって、定額電灯、従量電灯および低圧電力に対する電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、当該一般送配電事業者等が、託送供給等約

款等にもとづく接続供給において、接続送電サービス料金の割引を行なうときには、当社は、次の割引を行ない料金を算定いたします。

イ 割引の対象

定額電灯については需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金とし、その他については基本料金（従量電灯Aの場合は最低料金および最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金とし、また、従量電灯Bで最低月額料金の適用を受ける場合は最低月額料金といたします。）といたします。ただし、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

ロ 割引率

1月中の制限し、または中止した延べ日数1日ごとに4パーセントといいたします。

ハ 制限または中止延べ日数の計算

延べ日数は、1日のうち延べ1時間以上制限し、または中止した日を1日として計算いたします。

- (2) (1)による延べ日数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当該一般送配電事業者等がお客さまに3日前までにお知らせして行なう制限または中止は、1月につき1日を限って計算に入れません。この場合の1月につき1日とは、1暦月の1暦日における1回の工事による制限または中止の時間といたします。
- (3) 臨時電灯、公衆街路灯、臨時電力および農事用電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についても(1)および(2)に準じて割引を行ない料金を算定いたします。

42 損害賠償の免責

- (1) 40（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた

損害について賠償の責めを負いません。

- (2) 36（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または48（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客様の受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客様の受けた損害について賠償の責めを負いません。

43 設備の賠償

- (1) お客様が故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。
- イ 修理可能の場合
修理費
- ロ 亡失または修理不可能の場合
帳簿価額と取替工費との合計額
- (2) お客様が故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該一般送配電事業者等から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

VI 契約の変更および終了

44 需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、II（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

45 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによるることができます。この場合には、当社が文書による申出を必要とするときを除き、口頭、電話等により申し出いただきます。

46 需給契約の廃止

(1) お客さまが電気の使用を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

当該一般送配電事業者等は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。

(2) 需給契約は、48（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

ロ 当社または当該一般送配電事業者等の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

47 需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金等の精算

- (1) お客さま（定額電灯、従量電灯A、従量電灯B、臨時電灯、公衆街路灯および臨時電力のお客さまならびに農事用電力Bで供給設備を常置しない場合のお客さまを除きます。）が、契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約容量もしくは契約電力を減少しようとされる場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に、次により料金をお客さまに精算していただきます。ただし、当該一般送配電事業者等が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。
- イ 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとされる場合には、当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について、さかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。
- ロ 契約容量または契約電力を増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとされる場合には、当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について、契約容量または契約電力を増加された日の前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。
- なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。
- ハ 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合には、当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から契約容量または契約

電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

ニ 契約容量または契約電力を増加された日以降1年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合には、当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少される日以降の契約容量または契約電力が増加された日の前の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加された日の前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少後の契約容量または契約電力が増加前の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものといたします。

(2) (1)の場合で、託送供給等約款等にもとづき、臨時工事費として算定される金額と既に支払った工事費負担金との差額について、当該一般送配電事業者等から請求を受けたときは、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を申し受けます。

48 解 約 等

- (1) 36（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社または当該一般送配電事業者等の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。
- なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。
- (2) お客さまが、46（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

49 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

VII 供給方法、工事および工事費の負担

50 供給方法および工事

- (1) 電気の需給地点は、当該一般送配電事業者等の電線路または引込線とお客様の電気設備との接続点といたします。
- (2) その他の供給方法および工事は、託送供給等約款等によります。

51 工事費負担金等相当額の申受けおよび精算

- (1) 当社は、当該一般送配電事業者等から、託送供給等約款等にもとづき、お客様への電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として、原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。
- (2) お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、工事費負担金等相当額に関する必要な事項について、工事着手前に工事費負担金等相当額契約書を作成いたします。
- (3) 当該一般送配電事業者等から、工事完成後、当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものといたします。
- (4) 託送供給等約款等にもとづき当社の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。
- (5) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消しまたは変更される場合で、当社が当該一般送配電事業者等から、託送供給等約款等にもとづき、費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、当社は、その金額をお客さまから申し受けます。

VIII 保 安

52 保安の責任

当該一般送配電事業者等は、託送供給等約款等にもとづき、需給地点に至るまでの供給設備（当該一般送配電事業者等が所有権を有さない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物について、保安の責任を負います。

53 調 査

当該一般送配電事業者等は、法令および託送供給等約款等で定めるところにより、お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。

54 調査に対するお客さまの協力

- (1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当該一般送配電事業者等または経済産業大臣の登録を受けた調査機関に通知していただきます。
- (2) 託送供給等約款等にもとづき、当該一般送配電事業者等が53（調査）により調査を行なうにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

55 保安に対するお客さまの協力

- (1) 託送供給等約款等にもとづき、次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。この場合には、当該一般送配電事業者等は、ただちに適当な処置をいたします。
 - イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

□ お客様が、お客様の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当該一般送配電事業者等の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

(2) お客様が当該一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備等を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当該一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当該一般送配電事業者等は、お客様にその内容の変更をしていただくことがあります。

56 自家用電気工作物

お客様の電気工作物のうち自家用電気工作物については、この供給約款のうち次のものは、適用いたしません。

- (1) 53（調査）
- (2) 54（調査に対するお客様の協力）

附則

附 則

1 この供給約款の実施期日

この供給約款は、2023年6月1日から実施いたします。

2 従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかる取扱い

(1) 従量電灯のお客さままで、共同住宅（1建物に2以上の世帯が居住されている住宅をいいます。）の各戸または各居室（以下「各戸」といいます。）が独立の需要場所となりえないため、1需給契約を結んでいる場合の料金は、当分の間、次のいずれかに該当する場合を除いて、(2)により算定いたします。
なお、この場合、お客さまからあらかじめ申し出ていただきます。

イ 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されていないとき。

ロ 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されている場合であっても、各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。

(2) 料金は、16（従量電灯）(1)ニ、(2)ニおよび(3)ホにかかるらず、各戸ごとに従量電灯Aまたは従量電灯Bを適用したものとみなして、次のとおり算定いたします。

イ 基本料金

基本料金は、契約電流または契約容量を各戸数で除してえた値に対応する契約電流に相当する基本料金に、各戸数を乗じてえた金額といいたします。
ただし、従量電灯Aの場合は適用いたしません。

ロ 電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金

電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金（従量電灯Aの場合は料金といいたします。）は、1月の使用電力量を各戸数で除してえた値（キロワット時）により算定した金額に、各戸数を乗じてえた金額といいたします。

3 公衆街路灯のお客さまについての特別措置

この供給約款実施の際現に変更前の特定小売供給約款（以下「旧供給約款」といいます。）附則3（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）の適用を受けて公衆街路灯を使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、需給契約の変更がない限り、次のとおりといたします。

(1) 契約容量

契約容量は、0.5キロボルトアンペアといたします。

(2) 料 金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および従量電灯Aに準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が79,800円を下回る場合は、従量電灯Aに準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が79,800円を上回る場合は、従量電灯Aに準じて算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最 低 料 金	1契約につき最初の8キロワット時まで	295円30銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	28円64銭

(3) その他の事項については、公衆街路灯Bに準ずるものといたします。ただし、27（日割計算）および41（制限または中止の料金割引）の適用については、従量電灯Aに準ずるものといたします。

4 農事用電力（脱穀調整需要）のお客さまについての特別措置

この供給約款実施の際現に旧供給約款附則4（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）の適用を受け、脱穀調整需要を毎年、一定期間を限り、30日以上継続して使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。

(1) 契約電力

契約電力は、低圧電力に準じて定めます。

(2) 料 金

契約電力が、5キロワット以下の場合には定額制供給とし、5キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。

イ 定額制供給の場合

料金は、1年につき次によって算定された金額および農事用電力Bに準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。また、1年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額の合計は、最低保証料金（最初の30日までの次によって算定された金額とし、その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

契約電力 契約 使用期間	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに
最初の 30日まで	4,813円11銭	7,298円92銭	11,777円37銭	16,391円89銭	3,200円32銭
30日をこえる1日につき	46円74銭	79円15銭	163円77銭	251円80銭	91円25銭

ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が79,800円を下回る場合は、定額制供給の農事用電力Bに準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が79,800円を上回る場合は、定額制供給の農事用電力Bに準じて算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

この場合、基準単価は、次のとおりといたします。

契 約 電 力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに
1 日につき	27銭2厘	54銭2厘	1円08銭6厘	1円62銭8厘	54銭2厘

口 従量制供給の場合

(イ) 料金は、基本料金、電力量料金および農事用電力Bに準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、2024年3月の検針日の前日までの電気の使用に係る料金に限り、(ロ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が79,800円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が79,800円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。

a 基本料金

基本料金は、1月につき19（低圧電力）(5)イの該当料金（電気を使用する場合のものといたします。）の10パーセントを割増ししたものを適用いたします。

また、1年の基本料金の合計は、最低保証料金（基本料金の2月分とし、その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比で分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
1キロワット時につき	27円25銭	26円09銭

(ロ) 力率割引および割増しは、低圧電力に準じて適用いたします。

(3) その他の

イ お客様が契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、

30日以上継続して電気を使用されることとなる場合に限り、契約使用期間を変更いたします。

ロ お客様が電気の使用を休止される場合には、当該一般送配電事業者等は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

ハ その他の事項については、農事用電力に準ずるものといたします。

5 口座振替のお客さまについての特別措置

(1) 適用範囲

従量電灯Bまたは従量電灯Cにより電気の供給を受け、口座振替により料金を支払われるお客様まで、この特別措置の適用を希望される場合に、2024年3月の検針日の前日までの電気の使用に係る料金に限り、適用いたします。

ただし、複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客様まで、それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払われる場合は、この特別措置を適用いたしません。

(2) 料 金

イ 各月の料金は、当社が1回目の振替日として指定した日（以下「初回振替日」といいます。）にその前月の料金が引き落とされた場合には、従量電灯Bまたは従量電灯Cによって算定された基本料金および電力量料金の合計から次の初回振替割引額を差し引いたものに、再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。

なお、その前月の料金が初回振替日に引き落とされなかつた場合の料金は、従量電灯Bまたは従量電灯Cによって算定された料金といたします。

初回振替割引額（1契約につき）	55円00銭
-----------------	--------

ロ 直前の検針日から需給契約の消滅の前日までの期間の料金は、イの初回振替割引額は適用いたしません。

(3) その他

- イ この特別措置は、お客様の申込みを当社が承諾し、かつ、お客様の指定する金融機関等が所定の手続きを完了したときに適用いたします。
- ロ お客様がこの特別措置の適用を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。
- ハ この特別措置は、次の場合を除き、お客様が当社に通知された廃止期日に終了いたします。
 - (イ) お客様が、従量電灯Bまたは従量電灯Cによる需給契約を廃止した場合は、需給契約が消滅した日にこの特別措置を終了いたします。
 - (ロ) 当社がお客様の廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日にこの特別措置を終了いたします。

6 低圧電力のお客さまについての特別措置

2024年3月の検針日の前日までの電気の使用に係る料金に限り、19（低圧電力）(5)を、次のとおり読み替えて適用いたします。

(5) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といいたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといいたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が79,800円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が79,800円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといいたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといいたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といいたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本

料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	1,226円50銭
-----------------	-----------

口 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他の季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比で分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
1 キロワット時につき	26 円 09 銭	25 円 03 銭

ハ 力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によってニにより加重平均してえた値が、85パーセントを上回る場合((4)口により契約電力を定める場合を含みます。)は、基本料金を5パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増します。この場合、電気機器の力率は、託送供給等約款等に定める基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては90パーセント、取り付けてないものについては80パーセント、電熱器については100パーセントといたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

ニ 加重平均力率の算定

加重平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。

加重平均力率（パーセント）

$$= \frac{100\text{ パーセント} \times \left(\begin{array}{l} \text{電熱器} \\ \text{総容量} \end{array} \right) + 90\text{ パーセント} \times \left(\begin{array}{l} \text{力率90パーセントの} \\ \text{機器総容量} \end{array} \right) + 80\text{ パーセント} \times \left(\begin{array}{l} \text{力率80パーセントの} \\ \text{機器総容量} \end{array} \right)}{\text{機 器 総 容 量}}$$

ホ そ の 他

時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。
この場合の力率は、85パーセントとみなします。

7 臨時電力のお客さまについての特別措置

2024年3月の検針日の前日までの電気の使用に係る料金に限り、20（臨時電力）(3)口を、次のとおり読み替えて適用いたします。

口 従量制供給の場合

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、低圧電力に準じて力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が79,800円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が79,800円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき、19（低圧電力）(5)イの該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、19（低圧電力）(5)イの該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季

に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他の季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	その他の季料金
1キロワット時につき	31円57銭	30円30銭

8 農事用電力A（かんがい排水需要）のお客さまについての特別措置

2024年3月の検針日の前日までの電気の使用に係る料金に限り、21（農事用電力）(1)ハを、次のとおり読み替えて適用いたします。

ハ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が79,800円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が79,800円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

また、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

なお、1回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本

料金は、半額といたします。また、1年の基本料金の合計は、最低保証料金（電気を使用する場合の基本料金の2月分とし、その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

契約電力1キロワットにつき	577円50銭
---------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他の季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	20円44銭	19円89銭

(ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、低圧電力に準ずるものといたします。

9 農事用電力B（育苗・栽培需要）のお客さまについての特別措置

2024年3月の検針日の前日までの電気の使用に係る料金に限り、21（農事用電力）(2)ニ(ロ)を、次のとおり読み替えて適用いたします。

(ロ) 従量制供給の場合

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、低圧電力に準じて力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が79,800円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定さ

れた燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が79,800円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。また、1年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額の合計は、最低保証料金（基本料金の1月分とし、その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

a 基本料金

基本料金は、1月につき19（低圧電力）(5)イの該当料金（電気を使用する場合のものといたします。）の10パーセントを割増したものを適用いたします。

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他の季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比で分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	27円25銭	26円09銭

10 料金の算定についての特別措置

2024年3月の検針日の前日までの電気の使用に係る料金に限り、26（料金の算定）(1)口を、次のとおり読み替えて適用いたします。

口 契約種別、契約負荷設備、契約電流、契約容量、契約電力、力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合

11 日割計算についての特別措置

2024年3月の検針日の前日までの電気の使用に係る料金に限り、27（日割計算）を、次のとおり読み替えて適用いたします。

(1) 当社は、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定いたします。

イ 基本料金、最低料金、最低月額料金または定額制供給の料金は、別表6（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。

ロ 電力量料金および従量制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表6（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。ただし、従量電灯の料金適用上の電力量区分については、別表6（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をいたします。

ハ イおよびロによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

(2) 26（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除きます。

また、26（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

(3) 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合の基本料金は、その前後の力率にもとづいて、別表6（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。

(4) 日割計算をする場合には、当社または当該一般送配電事業者等は、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

12 書面発行手数料および振込票発行手数料についての特別措置

(1) 2024年3月の検針日の前日までの電気の使用に係る検針の結果をお知らせする場合に限り、当社は、25(使用電力量の計量)(4)に定める書面発行手数料を申し受けません。

(2) 2024年3月の検針日の前日までの電気の使用に係る料金を29（料金その他

の支払方法) (1) 口によって支払われる場合に限り、当社は、29 (料金その他の支払方法) (2) に定める振込票発行手数料を申し受けません。

13 延滞利息についての特別措置

2024年3月の検針日の前日までの電気の使用に係る延滞利息は、30 (延滞利息) (3) で算定した金額にかかわらず、延滞利息対象額に3パーセントを乗じて算定してえた金額をこえないものといたします。

14 供給停止期間中の料金についての特別措置

2024年3月31日までの電気の使用に係る料金に限り、38 (供給停止期間中の料金) を、次のとおり読み替えて適用いたします。

36 (供給の停止) によって当該一般送配電事業者等が電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を27 (日割計算) により日割計算をして、料金を算定いたします。ただし、定額電灯、従量電灯A、従量電灯Bおよび公衆街路灯のお客さまについては、停止期間中の料金を申し受けません。

15 制限または中止の料金割引についての特別措置

2024年3月の検針日の前日までの電気の使用に係る料金に限り、41 (制限または中止の料金割引) (1) イを、次のとおり読み替えて適用いたします。

イ 割引の対象

定額電灯については需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金とし、その他については基本料金(力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金とし、従量電灯Aの場合は最低料金および最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金とし、また、従量電灯Bで最低月額料金の適用を受ける場合は最低月額料金といたします。) といたします。ただし、26 (料金の算定) (1) イ、ロまたはハの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

16 この供給約款の実施にともなう切替措置

- (1) この供給約款実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、
26（料金の算定）および27（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を
算定いたします。
- (2) この供給約款実施の際現に旧供給約款の適用を受けている場合、契約期間
の終期は、臨時電灯および臨時電力ならびに農事用電力Bで供給設備を常置
しない場合またはお客様の需要場所が電気事業法第20条の2第1項に定め
る指定区域として指定される場合を除き、この供給約款の実施期日が属する
年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日といた
します。

別表

別 表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を電気通信回線を通じてお客様の閲覧に供する方法等によりお客様にお知らせいたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

ロ 定額制供給の場合は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、そのお客様の属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、イにいう検針日は、応当日といたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯A

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約負荷設備ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。

b 臨時電灯A、臨時電力および農事用電力B

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約種別ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aの場合は、最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、最低料金適用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

ロ お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客様から当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。

(イ) (ロ)の場合を除き、お客様からの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免

額」といいます。) を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(ロ) 定額制供給の場合は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。

2 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均
原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然
ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0415$$

$$\beta = 0.0745$$

$$\gamma = 1.2499$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入

いたします。

□ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が79,800円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (79,800\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が79,800円を上回り、かつ、119,700円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 79,800\text{円}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が119,700円を上回る場合

平均燃料価格は、119,700円といたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (119,700\text{円} - 79,800\text{円}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(ロ) 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から

翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といいたします。

二 燃料費調整額

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は、口によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といいたします。

b 臨時電灯A、臨時電力および農事用電力B

燃料費調整額は、口によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といいたします。

(ロ) 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aの場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	64銭1厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1円28銭2厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2円56銭3厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	3円84銭6厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	6円40銭9厘
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	6円40銭9厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	1円91銭4厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	3円82銭8厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	3円82銭8厘

(ロ) 臨時電灯A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	5銭2厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	10銭3厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	10銭3厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1円03銭3厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1円03銭3厘

(ハ) 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	1円08銭6厘
-----------------	---------

(ニ) 農事用電力B

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	1円95銭4厘
-----------------	---------

口 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	16銭5厘
------------	-------

(3) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を電気通信回線を通じてお客様の閲覧に供する方法等によりお客様にお知らせいたします。

3 契約負荷設備の総容量の算定

(1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。

イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて

次によって算定した値を加えたものといたします。

(イ) 住宅, アパート, 寮, 病院, 学校および寺院

1 差込口につき 50ボルトアンペア

(ロ) (イ)以外の場合

1 差込口につき 100ボルトアンペア

(2) 契約負荷設備の容量を確認できない場合は、同一業種の1回路当たりの平均負荷設備容量にもとづき、契約負荷設備の総容量（入力）を算定いたします。

4 負荷設備の入力換算容量

(1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハおよびニによります。

イ けい光灯

	換 算 容 量	
	入 力(ボルトアンペア)	入 力(ワット)
高力率型	管灯の定格消費電力(ワット) × 150パーセント	管灯の定格消費電力(ワット) × 125パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力(ワット) × 200パーセント	

ロ ネオングルーランプ

2次電圧(ボルト)	換 算 容 量		
	入 力(ボルトアンペア)		入 力(ワット)
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ スリームラインランプ

管の長さ (ミリメートル)	換 算 容 量	
	入 力(ボルトアンペア)	入 力(ワット)
999 以下	40	40
1,149 ノ	60	60
1,556 ノ	70	70
1,759 ノ	80	80
2,368 ノ	100	100

ニ 水銀灯

出 力(ワット)	換 算 容 量		
	入 力(ボルトアンペア)		入 力(ワット)
	高力率型	低力率型	
40 以下	60	130	50
60 ノ	80	170	70
80 ノ	100	190	90
100 ノ	150	200	130
125 ノ	160	290	145
200 ノ	250	400	230
250 ノ	300	500	270
300 ノ	350	550	325
400 ノ	500	750	435
700 ノ	800	1,200	735
1,000 ノ	1,200	1,750	1,005

(2) 誘導電動機

イ 単相誘導電動機

(イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）

は、換算率100.0パーセントを乗じたものといたします。

(ロ) 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

出 力(ワット)	換 算 容 量		入 力(ワット) ×133.0 パーセント	
	入 力(ボルトアンペア)			
	高力率型	低力率型		
35 以下	—	160		
45 ワット	—	180		
65 ワット	—	230		
100 ワット	250	350		
200 ワット	400	550		
400 ワット	600	850		
550 ワット	900	1,200		
750 ワット	1,000	1,400		

ロ 3相誘導電動機

3相誘導電動機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

(イ) 馬力表示の場合

$$\text{入力 (キロワット)} = \text{出力 (馬力)} \times 93.3\text{パーセント}$$

(ロ) キロワット表示の場合

$$\text{入力 (キロワット)} = \text{出力 (キロワット)} \times 125.0\text{パーセント}$$

(3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

装 置 種 別 (携帯型および 移動型を含み ます。)	最 高 定 格 管 電 壓 (キロボルトビーコン)	管 電 流 (短時間定格電流) (ミリアンペア)	換 算 容 量(入 力) (キロボルトアンペア)
治療用装置			定格1次最大入力(キロボルトアンペア)の値といたします。
診察用装置	95キロボルトビーコン以下	20ミリアンペア以下	1
		20ミリアンペア超過 30ミリアンペア以下	1.5
		30 ノルム 50 ノルム	2
		50 ノルム 100 ノルム	3
		100 ノルム 200 ノルム	4
		200 ノルム 300 ノルム	5
		300 ノルム 500 ノルム	7.5
		500 ノルム 1,000 ノルム	10
診察用装置	100キロボルトビーコン以上	200ミリアンペア以下	5
		200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	6
		300 ノルム 500 ノルム	8
		500 ノルム 1,000 ノルム	13.5
		500ミリアンペア以下	9.5
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	16
		500ミリアンペア以下	11
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	19.5
蓄 電 器 放 電 式 診 察 用 装 置	コンデンサ容量		0.75マイクロファラッド以下
			0.75マイクロファラッド超過 1.5マイクロファラッド以下
			1.5マイクロファラッド超過 3マイクロファラッド以下
			3マイクロファラッド以下

(4) 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

イ 日本産業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合

$$\text{入力 (キロワット)} = \text{最大定格 1 次入力 (キロボルトアンペア)} \\ \times 70\%$$

ロ イ以外の場合

$$\text{入力 (キロワット)} = \text{実測した 1 次入力 (キロボルトアンペア)} \\ \times 70\%$$

(5) その他

イ (1), (2), (3)および(4)によることが不適当と認められる電気機器の換算容量（入力）は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。

ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて 1 契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。

ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

5 契約容量および契約電力の算定方法

16 (従量電灯) (3) ニ(ロ)または19 (低圧電力) (4) ロの場合の契約容量または契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率（100パーセントといたします。）を乗じます。

(1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。

(2) 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

6 日割計算の基本算式

(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

イ 基本料金、最低料金、最低月額料金、定額制供給の料金を日割りする場合

$$1\text{月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし、26 (料金の算定) (1)ハに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は, } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{ といたします。}$$

ロ 従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

(イ) 従量電灯A

$$\text{最低料金適用電力量} = 8\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金が適用される電力量をいいます。

(ロ) 従量電灯Bおよび従量電灯C

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120 \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 180 \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ハ) (イ)または(ロ)によって算定された最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ニ) 26 (料金の算定) (1)ハに該当する場合は、(イ)および(ロ)の

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は, } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{ といたします。}$$

ハ 日割計算に応じて電力量料金および従量制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合

(イ) 26 (料金の算定) (1)イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 26 (料金の算定) (1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また、低圧電力、臨時電力（従量制供給のものに限ります。）および農事用電力（従量制供給のものに限ります。）のお客さまにおいて、料金の算定期間に夏季およびその他季とともに含まれる場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

(2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

(3) 定額制供給の場合または25（使用電力量の計量）(7)の場合は、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅したときの(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、(2)に準ずるものといたします。この場合、(2)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日とし、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は、消滅日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

(4) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう暦日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

(5) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(1)イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第21条第2項の規定に基づく添付書類

- 1 特定小売供給約款の変更の内容および新旧料金率比較表
- 2 みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則様式第1から第8までにより作成した書類
 - (様式第1) 営業費総括表
事業報酬総括表
控除収益総括表
 - (様式第2) 営業費明細表
事業報酬明細表
控除収益明細表
 - (様式第3) 部門整理表
 - (様式第4) 販売費整理表
 - (様式第5) 送配電非関連費明細表
 - (様式第6) 送配電非関連需要明細表
 - (様式第7) 送配電非関連費及び送配電関連費等計算表
 - (様式第8) 特定需要原価等と料金収入の比較表

1 特定小売供給約款の変更の内容および 新旧料金率比較表

特定小売供給約款の変更の内容

特定小売供給約款の変更の概要は、次のとおりであります。

1. 契約期間を年度単位（4月1日～3月31日）へ統一
2. 低圧電力需要における力率割引・割増しの廃止
3. 検針の結果のお知らせ方法を、原則「電磁的方法（インターネットによる閲覧）」とし、書面で行なう場合に書面発行手数料を申し受ける（有料化）規定の追加
4. 当社事務所窓口における電気料金等の収納業務の廃止
5. 振込票にて電気料金をお支払い頂く場合に振込票発行手数料を申し受ける（有料化）規定の追加
6. 保証金預かり時の利息付与の廃止
7. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価および燃料費調整単価のお知らせ方法の変更（当社事務所の掲示からインターネットでのお知らせへ変更）
8. 電気料金の未払い時等を対象とした供給停止期間中における料金減額等の廃止
9. 口座振替お客さまの初回振替割引特別措置の終了
10. 電気料金の未払い時に加算する延滞利息の特別措置（加算上限3%）の終了
11. 法令変更の反映、その他今日的な見直し

新旧料金率比較表

(電灯分)

現行料金				改定料金			
区分		単位	料金率	区分		単位	料金率
定額電灯	需要家料金	1契約	円 銭 59.40	定額電灯	需要家料金	1契約	円 銭 59.40
	電灯料金				電灯料金		
	10Wまで	1 灯	59.46 [6.86]		10Wまで	1 灯	106.20
	20Wまで	"	99.07 [13.72]		20Wまで	"	192.59
	40Wまで	"	177.26 [27.45]		40Wまで	"	365.38
	60Wまで	"	256.53 [41.16]		60Wまで	"	538.17
	100Wまで	"	413.99 [68.62]		100Wまで	"	883.75
	100W超過100Wまでごとに	"	413.99 [68.62]		100W超過100Wまでごとに	"	883.75
	小型機器料金				小型機器料金		
	50VAまでの機器	1 機器	169.39 [20.49]		50VAまでの機器	1 機器	309.16
灯	100VAまでの機器	"	287.12 [40.99]		100VAまでの機器	"	567.71
	100VA超過100VAまでごとに	"	287.12 [40.99]		100VA超過100VAまでごとに	"	567.71
従量電灯	最低料金	1契約	195.46 [14.16]	従量電灯	最低料金	1契約	315.47
	最初の8kWhまで				最初の8kWhまで		
	電力量料金	1 kWh	19.61 [1.77]		電力量料金	1 kWh	30.83
	8kWh超過分				8kWh超過分		
	基本料金				基本料金		
	10アンペア	1契約	242.00		10アンペア	1契約	302.50
	15アンペア	"	363.00		15アンペア	"	453.75
	20アンペア	"	484.00		20アンペア	"	605.00
	30アンペア	"	726.00		30アンペア	"	907.50
	40アンペア	"	968.00		40アンペア	"	1,210.00
電	B	50アンペア	"	1,210.00	50アンペア	"	1,512.50
	B	60アンペア	"	1,452.00	60アンペア	"	1,815.00
		電力量料金			電力量料金		
		最初の120kWhまで	1 kWh	19.61 [1.77]	最初の120kWhまで	1 kWh	30.83
		120kWh超過300kWhまで	"	23.50 [1.77]	120kWh超過300kWhまで	"	34.72
電		300kWh超過分	"	25.21 [1.77]	300kWh超過分	"	36.43
		最低月額料金	1契約	181.30	最低月額料金	1契約	302.50
	C	基本料金	1 kVA	242.00	基本料金	1 kVA	302.50
	C	電力量料金	1 kWh	19.61 [1.77]	電力量料金	1 kWh	30.83
	C	最初の120kWhまで	"	23.50 [1.77]	最初の120kWhまで	"	34.72
臨時電灯	A	120kWh超過300kWhまで	"	25.21 [1.77]	120kWh超過300kWhまで	"	36.43
	A	50VAまで1日につき	1契約	6.61 [0.56]	50VAまで1日につき	1契約	10.95
	A	100VAまで "	"	13.20 [1.10]	100VAまで "	"	21.91
	A	100VA超過500VAまで	"	13.20 [1.10]	100VA超過500VAまで	"	21.91
	A	100VAまでごとに "	"		100VAまでごとに "	"	
臨時電灯	A	1kVAまで "	"	131.95 [11.06]	1kVAまで "	"	219.04
	A	1kVA超過3kVAまで	"	131.95 [11.06]	1kVA超過3kVAまで	"	219.04
	A	1kVAまでごとに "	"		1kVAまでごとに "	"	
	B	基本料金	10 A	264.00	基本料金	10 A	330.55
	B	電力量料金	1 kWh	27.52 [1.77]	電力量料金	1 kWh	40.21
臨時電灯	C	基本料金	1 kVA	264.00	基本料金	1 kVA	330.55
	C	電力量料金	1 kWh	27.52 [1.77]	電力量料金	1 kWh	40.21

現 行 料 金				改 定 料 金			
区 分		単位	料 金 率	区 分		単位	料 金 率
公 衆 A 街 路 灯 B	需要家料金 電灯料金 10Wまで 20Wまで 40Wまで 60Wまで 100Wまで 100W超過100Wまでごとに 小型機器料金 50VAまでの機器 100VAまでの機器 100VA超過100VAまでごとに	1 契約	円 銭 53.90	公 衆 A 街 路 灯 B	需要家料金 電灯料金 10Wまで 20Wまで 40Wまで 60Wまで 100Wまで 100W超過100Wまでごとに 小型機器料金 50VAまでの機器 100VAまでの機器 100VA超過100VAまでごとに	1 契約	円 銭 53.90
	1 灯	53.96	[6.86]		1 灯	99.22	
	"	90.27	[13.72]		"	180.85	
	"	162.96	[27.45]		"	344.10	
	"	236.73	[41.16]		"	507.34	
	"	382.09	[68.62]		"	833.84	
	"	382.09	[68.62]		"	833.84	
	(旧供給約款附則3の適用を受けていたお客さま) 〔附 則〕 最低料金 最初の8kWhまで 電力量料金 8kWh超過分	1 機器	157.29	[20.49]	(旧供給約款附則3の適用を受けていたお客さま) 〔附 則〕 最低料金 最初の8kWhまで 電力量料金 8kWh超過分	1 機器	291.68
	"	267.32	[40.99]	"	537.15		
	"	267.32	[40.99]	"	537.15		
(口座振替) 〔附 則〕 初回振替割引額		1 契約	55.00	(口座振替) 〔附 則〕 初回振替割引額		1 契約	55.00

(注) 現行料金の「料金率」は、2020年10月1日実施の特定小売供給約款にもとづき、平均燃料価格32,900円の場合の燃料費調整

適用後の値とし、〔 〕内に燃料費調整単価を再掲した。

改定料金の初回振替割引額は、2024年3月の検針日の前日までの電気の使用に係る料金に限り適用する。

新旧料金率比較表

(電力分)

現行料金				改定料金				
区分		単位	料金率	区分		単位	料金率	
低圧電力	基本料金	1 kW	円 銭 1,166.00	低圧電力	基本料金	1 kW	円 銭 1,226.50	
	電力量料金	1 kWh	13.92 [1.77]		電力量料金	1 kWh	26.09	
	夏季料金	"	12.86 [1.77]		その他季料金	"	25.03	
臨時電力	定額制供給 1日につき	1 kW	148.06 [11.63]	臨時電力	定額制供給 1日につき	1 kW	256.43	
	従量制供給 基本料金	低圧電力の該当料金の 20パーセント増し			従量制供給 基本料金	低圧電力の該当料金の 20パーセント増し		
	電力量料金	1 kWh	16.25 [1.77]		電力量料金	1 kWh	31.57	
農事用電力	夏季料金	"	14.98 [1.77]		夏季料金	"	30.30	
	その他季料金	(かんがい排水需要) 基本料金	1 kW 517.00	A	(かんがい排水需要) 基本料金	1 kW	577.50	
	(育苗・栽培需要) 定額制供給 最初の30日まで	1 kWh 8.27 [1.77]			電力量料金	1 kWh	20.44	
B	30日をこえる1日につき	"	7.72 [1.77]		その他季料金	"	19.89	
	(育苗・栽培需要) 従量制供給 基本料金	低圧電力の該当料金の 10パーセント増し		B	(育苗・栽培需要) 定額制供給 最初の30日まで	1 kW	9,177.84	
	電力量料金	1 kWh 15.08 [1.77]			30日をこえる1日につき	"	305.93	
C	夏季料金	"	13.92 [1.77]		(育苗・栽培需要) 従量制供給 基本料金	低圧電力の該当料金の 10パーセント増し		
	(脱穀調整需要) 〔附則〕				電力量料金	1 kWh	27.25	
	定額制供給 毎年最初の30日まで				夏季料金	"	26.09	
D	0.5kW	4,183.54 [87.00]		D	(脱穀調整需要) 〔附則〕			
	1kW	6,040.23 [174.30]			定額制供給 毎年最初の30日まで			
	2kW	9,259.71 [348.60]			0.5kW	4,813.11		
E	3kW	12,614.04 [523.20]			1kW	7,298.92		
	3kW超過1kW増すごとに	1,941.63 [174.30]			2kW	11,777.37		
	30日をこえる1日につき				3kW	16,391.89		
F	0.5kW	25.75 [2.90]			3kW超過1kW増すごとに	3,200.32		
	1kW	37.19 [5.81]			30日をこえる1日につき			
	2kW	79.85 [11.62]			0.5kW	46.74		
G	3kW	125.86 [17.44]			1kW	79.15		
	3kW超過1kW増すごとに	49.29 [5.81]			2kW	163.77		
	(脱穀調整需要) 〔附則〕				3kW	251.80		
H	従量制供給 基本料金	低圧電力の該当料金の 10パーセント増し			3kW超過1kW増すごとに	91.25		
	電力量料金	1 kWh 15.08 [1.77]		H	(脱穀調整需要) 〔附則〕			
	夏季料金	"	13.92 [1.77]		従量制供給 基本料金	低圧電力の該当料金の 10パーセント増し		
I	その他季料金				電力量料金	1 kWh	27.25	
					夏季料金	"	26.09	
					その他季料金	"		

(注) 現行料金の「料金率」は、2020年10月1日実施の特定小売供給約款にもとづき、平均燃料価格32,900円の場合の燃料費調整適用後の値とし、[] 内に燃料費調整単価を再掲した。

新旧料金率比較表(電力分)
 (附則6 [低圧電力のお客さまについての特別措置])

現行料金			新設料金		
区分	単位	料金率	区分	単位	料金率
低圧電力			低圧電力	1 kW	円 銭 1,226.50

基本料金
電力量料金
夏季料金
その他季料金

1 kWh
〃
26.09
25.03

新旧料率比較表(電力分)
 (附則7 [臨時電力のお客さまについての特別措置])

現行料金			新設料金		
区分	単位	料金率	区分	単位	料金率
臨時電力			従量制供給 基本料金 電力量料金 夏季料金 その他季料金		円銭 低压電力の該当料金の 20パーセント増し 1 kWh 〃

新旧料率比較表(電力分)

(附則8 [農事用電力A(かんがい排水需要)のお客さまについての特別措置])

現行料金				新設料金				
区分		単位	料金率	区分		単位	料金率	
農事用電力	A			農事用電力	A	(かんがい排水需要) 基本料金 電力量料金 夏季料金 その他季料金	1 kW 1 kWh 〃	円銭 577.50 20.44 19.89

新旧料金率比較表(電力分)

(附則9 [農事用電力B(育苗・栽培需要)のお客さまについての特別措置])

現行料金			新設料金		
区分		単位	区分		単位
農事用電力	B			円銭	
			(育苗・栽培需要) 従量制供給 基本料金 電力量料金 夏季料金 その他季料金	1 kWh	27.25 〃 26.09

燃料費調整基準単価比較表

現 行 料 金			改 定 料 金		
区 分	単 位	基 準 単 価	区 分	単 位	基 準 単 価
(1) 定額制供給		円	(1) 定額制供給		円
イ. 定額電灯および公衆街路灯A			イ. 定額電灯および公衆街路灯A		
電 灯			電 灯		
10Wまで	1 灯	0.624	10Wまで	1 灯	0.641
20Wまで	"	1.247	20Wまで	"	1.282
40Wまで	"	2.495	40Wまで	"	2.563
60Wまで	"	3.742	60Wまで	"	3.846
100Wまで	"	6.238	100Wまで	"	6.409
100W超過100Wまでごとに	"	6.238	100W超過100Wまでごとに	"	6.409
小 型 機 器			小 型 機 器		
50VAまでの機器	1 機器	1.863	50VAまでの機器	1 機器	1.914
100VAまでの機器	"	3.726	100VAまでの機器	"	3.828
100VA超過100VAまでごとに	"	3.726	100VA超過100VAまでごとに	"	3.828
ロ. 臨時電灯A			ロ. 臨時電灯A		
50VAまで1日につき	1 契約	0.051	50VAまで1日につき	1 契約	0.052
100VAまで1日につき	"	0.100	100VAまで1日につき	"	0.103
100VA超過500VAまで		0.100	100VA超過500VAまで		0.103
100VAまでごとに1日につき	"		100VAまでごとに1日につき	"	
500VA超過1kVAまで1日につき	"	1.005	500VA超過1kVAまで1日につき	"	1.033
1kVA超過3kVAまで			1kVA超過3kVAまで		
1kVAまでごとに1日につき	"	1.005	1kVAまでごとに1日につき	"	1.033
ハ. 臨時電力			ハ. 臨時電力		
1 日につき	1 kW	1.057	1 日につき	1 kW	1.086
ニ. 農事用電力B			ニ. 農事用電力B		
1 日につき	1 kW	1.902	1 日につき	1 kW	1.954
ホ. 農事用電力（脱穀調整需要）			ホ. 農事用電力（脱穀調整需要）		
〔附 則〕			〔附 則〕		
1 日につき			1 日につき		
0.5kW	1 契約	0.264	0.5kW	1 契約	0.272
1 kW	"	0.528	1 kW	"	0.542
2 kW	"	1.056	2 kW	"	1.086
3 kW	"	1.585	3 kW	"	1.628
3 kW超過1kW増すごとに	"	0.528	3 kW超過1kW増すごとに	"	0.542
(2) 従量制供給	1 kWh	0.161	(2) 従量制供給	1 kWh	0.165

(注) 現行料金の「基準単価」は、2020年10月1日実施の特定小売供給約款にもとづく。

書面発行手数料金額比較表

現 行 料 金			新 設 料 金		
区 分	単 位	金 額	区 分	単 位	金 額
			書面発行手数料 1 料金算定期間につき	1 契約	円 錢 110.00

振込票発行手数料金額比較表

現 行 料 金			新 設 料 金		
区 分	単 位	金 額	区 分	単 位	金 額
			振込票発行手数料 1 料金算定期間につき	1 契約	円 錢 220.00

2 みなし小売電気事業者特定小売供給
約款料金算定規則様式第1から第8
までにより作成した書類

様式第1（第3条、第4条、第5条、第34条、第37条関係）

第1表

営業費総括表

(単位：千円)

項目	金額	備考
役員給与	523,050	
給料手当	48,664,999	平均経費人員 4,454(人)
給料手当振替額(貸方)	-497,048	平均基準賃金 390,858(円/月)
退職給与金	3,983,534	
厚生費	9,607,437	
委託検針費	—	
委託集金費	—	
雑給	8,070,463	
燃料費	1,097,443,320	
使用済燃料再処理等拠出金発電費	4,377,144	
廃棄物処理費	21,713,755	
特定放射性廃棄物処分費	—	
消耗品費	6,151,710	
修繕費	122,382,641	
水利使用料	6,636,766	
補償費	2,066,032	
賃借料	6,225,968	
委託費	51,058,050	
損害保険料	1,138,533	
原子力損害賠償資金補助法一般負担金	17,682	
原賠・廃炉等支援機構一般負担金	17,026,908	
普及開発関係費	687,141	
養成費	1,041,001	
研究費	3,106,788	
諸費	15,683,532	
	<→	
	<1,038,861>	
貸倒損	436,628	
固定資産税	16,789,436	
雑税	4,078,618	
減価償却費	96,038,061	
固定資産除却費	13,721,165	
原子力発電施設解体費	13,186,449	
共有設備費等分担額	449,301	
共有設備費等分担額(貸方)	-10,661	
他社購入電源費	598,110,568	他社購入電力量 31,768(10^6 kWh)
	(89,120,968)	
非化石証書購入費	3,882,164	
建設分担関連費振替額(貸方)	-519,238	
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	-35,316	
原子力廃止関連仮勘定償却費	—	
電源開発促進税	—	
事業税	18,756,201	
開発費	—	
開発費償却	—	
電力費振替勘定(貸方)	-4,878	
株式交付費	—	
株式交付費償却	—	
社債発行費	1,055,325	
社債発行費償却	—	
法人税等	7,292,157	
合計	2,200,335,386	

原価算定期間を、2023年4月から2026年3月までの3年として算定した。

(記載注意)

- 給料手当の平均経費人員（人）及び平均基準賃金（円／月）を、備考欄に記載すること。
- 他社購入電源費の購入電力量（ 10^6 kWh）を、備考欄に記載すること。
- 諸費の上段<>内には寄付金に係る費用を、下段<>内には団体費に係る費用を内数として記載すること。
- 他社購入電源費の（ ）内には、新エネルギー等電源費に係る費用を内数として記載すること。

[主な項目の内訳]

項目		金額	(単位:千円)
		備考	
火力燃料費	石炭費	907,808,907	
	燃料油費	88,460,500	
	ガス費	93,505,506	
	その他	6,152,953	
	小計	1,095,927,866	
核燃料費	核燃料減損額及び核燃料減損修正損 (又は核燃料減損修正益(貸方))	1,515,454	
	濃縮関連費	—	
	小計	1,515,454	
新エネルギー等燃料費		—	
合計		1,097,443,320	
火力燃料重油換算消費量 (10 ³ k1)		13,029	
火力燃料重油換算単価 (円/k1)		84,115	
火力発電電力量 (発電端10 ⁶ kWh)		59,984	
火力燃料kWh当たり単価 (発電端 円/kWh)		18.27	
原子力発電電力量 (発電端10 ⁶ kWh)		2,816	
核燃料kWh当たり単価 (発電端 円/kWh)		0.54	
新エネルギー等燃料重油換算消費量 (10 ³ k1)		—	
新エネルギー等燃料重油換算単価 (円/k1)		—	
燃料費算定に必要な新エネルギー等発電電力量 (発電端10 ⁶ kWh)		—	
新エネルギー等燃料kWh当たり単価 (発電端 円/kWh)		—	

(参考) 主要燃料消費数量、消費価格

項目		数量・価格	備考
消費数量	石炭 (10 ³ t)	15,913	
	重油 (10 ³ k1)	955	
	原油 (10 ³ k1)	—	
	LNG (10 ³ t)	943	
平均消費価格	石炭 (円/t)	55,101	
	重油 (円/k1)	93,974	
	原油 (円/k1)	—	
	LNG (円/t)	99,157	

(2) 修繕費		(単位:千円)
項目	金額	備考
普通修繕費	122,382,641	
取替修繕費	—	
合計	122,382,641	

(3) 減価償却費		(単位:千円)
項目	金額	備考
水力発電設備	13,950,988	
火力発電設備	53,008,846	
原子力発電設備	24,386,165	
新エネルギー等発電設備	201,444	
送電設備	—	
変電設備	—	
配電設備	—	
業務設備	4,490,618	
合計	96,038,061	

第3表

事業報酬総括表

(単位：千円)

項目	金額 (第4条第3項 第1号関係)	金額 (第4条第3項 第2号関係)	金額 (第4条第3項 第3号のうち事業者の レートベースの額)	備考
レートベース	特定固定資産	2,577,011,763	1,205,384,130 338,582,732 39,065,952 251,999,098 56,060,355 175,763,038 140,227,300 315,990,338 —	
	建設中の資産	353,489,918		
	使用済燃料再処理関連加工仮勘定	39,065,952		
	核燃料資産	251,999,098		
	特定投資	63,569,757		
	運転資本	211,303,039		
		145,101,850		
		356,404,889		
	繰延償却資産	—		
(A) : レートベースの額の合計額	① 3,641,541,377	② 1,434,458,772	③ 2,207,082,605	※ $(\frac{(4)-(5)}{(3)-(1)-(2)}) \times$
(B) : 報酬率 (%)		2.79	1.50	
(C) : (A) × (B)	④ 101,599,005	⑤ 21,516,882	80,082,123	

原価算定期間を、2023年4月から2026年3月までの3年として算定した。

(記載注意)

第4条第3項第2号関係の金額については、直近の託送供給等約款の認可又は届出に当たり、算定省令第9条第2項又は旧託送料金算定規則第5条第2項の規定により算定されたレートベースの額の合計額、報酬率及び電気事業報酬の額を、それぞれ(A)、(B)、(C)に記載すること。

第4表

控除収益総括表

(単位：千円)

項目	金額	備考
他社販売電源料	597,431,221	他社販売電力量 26,610(10^6 kWh)
託送収益	—	(一)
電気事業雑収益	31,231,119	
預金利息	95,412	
賠償負担金相当収益	2,494,608	
廃炉円滑化負担金相当収益	—	
合計	631,252,360	

原価算定期間を、2023年4月から2026年3月までの3年として算定した。

(記載注意)

- 1 他社販売電源料の販売電力量 (10^6 kWh) を、備考欄に記載すること。
- 2 託送収益の（ ）内には、電源線に係る収益を内数として記載すること。

- 注 1 該当すべき事項がないときは、表の作成又は記載を省略することができる。
- 2 記載すべき金額は千円単位をもって表示することができる。ただし、営業費、事業報酬及び控除収益の合計額が千億円を超える事業者は、「千円」を「百万円」に読み替え、百万円単位をもって表示することを妨げない。
- 3 火力に係るものは、汽力及び内燃力に係るものをいう。

様式第2（第3条、第4条、第5条関係）

第1表

営業費明細表

(単位：千円)

項目	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
役員給与	174,350	174,350	174,350	523,050	
給料手当	16,645,622	16,109,596	15,909,781	48,664,999	
給料手当振替額（貸方）	-174,528	-169,068	-153,452	-497,048	
退職給与金	1,327,147	1,325,735	1,330,652	3,983,534	
厚生費	3,283,555	3,182,544	3,141,338	9,607,437	
委託検針費	-	-	-	-	
委託集金費	-	-	-	-	
雑給	2,637,793	2,710,912	2,721,758	8,070,463	
燃料費	371,039,790	359,422,137	366,981,393	1,097,443,320	
使用済燃料再処理等廃出金発電費	-	-	4,377,144	4,377,144	
廃棄物処理費	7,443,432	6,900,991	7,369,332	21,713,755	
特定放射性廃棄物処分費	-	-	-	-	
消耗品費	1,625,161	1,966,583	2,559,966	6,151,710	
修繕費	38,844,158	42,442,718	41,095,765	122,382,641	
水利使用料	2,211,793	2,211,793	2,213,180	6,636,766	
補償費	665,034	726,213	674,785	2,066,032	
賃借料	2,035,742	2,017,435	2,172,791	6,225,968	
委託費	21,757,345	15,625,590	13,675,115	51,058,050	
損害保険料	362,177	378,181	398,175	1,138,533	
原子力損害賠償資金補助法一般負担金	5,894	5,894	5,894	17,682	
原賠・廃炉等支援機構一般負担金	5,675,636	5,675,636	5,675,636	17,026,908	
普及開発関係費	158,477	247,420	281,244	687,141	
養成費	334,122	353,631	353,248	1,041,001	
研究費	1,046,948	1,043,932	1,015,908	3,106,788	
諸費	5,415,488 < - > <353,821>	5,029,454 < - > <342,732>	5,238,590 < - > <342,308>	15,683,532 < - > <1,038,861>	
貸倒損	178,463	128,248	129,917	436,628	
固定資産税	5,737,285	5,502,856	5,549,295	16,789,436	
雑税	1,183,522	1,178,468	1,716,628	4,078,618	
減価償却費	29,030,838	30,564,446	36,442,777	96,038,061	
固定資産除却費	3,551,020	4,518,847	5,651,298	13,721,165	
原子力発電施設解体費	4,395,483	4,395,483	4,395,483	13,186,449	
共有設備費等分担額	149,767	149,767	149,767	449,301	
共有設備費等分担額（貸方）	-4,887	-2,887	-2,887	-10,661	
他社購入電源費	184,989,081 (29,757,469)	227,552,961 (29,742,179)	185,568,526 (29,621,320)	598,110,568 (89,120,968)	
非化石証書購入費	1,139,024	1,384,686	1,358,454	3,882,164	
建設分担関連費振替額（貸方）	-116,963	-221,946	-180,329	-519,238	
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	-11,772	-11,772	-11,772	-35,316	
原子力廃止関連勘定償却費	-	-	-	-	
電源開発促進税	-	-	-	-	
事業税	6,262,381	6,122,015	6,371,805	18,756,201	
開発費	-	-	-	-	
開発費償却	-	-	-	-	
電力費振替勘定（貸方）	-2,713	-1,593	-572	-4,878	
株式交付費	-	-	-	-	
株式交付費償却	-	-	-	-	
社債発行費	351,775	351,775	351,775	1,055,325	
社債発行費償却	-	-	-	-	
法人税等	2,430,719	2,430,719	2,430,719	7,292,157	
合 計	721,778,159	751,423,750	727,133,477	2,200,335,386	

原価算定期間を、2023年4月から2026年3月までの3年として算定した。

(記載注意)

1 原価算定期間に応じて年度別に欄を設け記載すること。なお、原価算定期間の始期を10月1日とした場合には原価算定期間の初年度及び最終年度に応じて設けた欄を上期、下期及び年度計それぞれの欄に区分し、原価算定期間に含まれない半期分の値についても記載すること（以下この様式において同じ。）

2 諸費の上段< - >内には寄付金に係る費用を、下段< - >内には団体費に係る費用を内数として記載すること。

3 他社購入電源費の（ ）内には、新エネルギー等電源費に係る費用を内数として記載すること。

《項目別明細表》

(1) 第3条第2項第1号関係

[役員給与、給料手当、給料手当振替額（貸方）、退職給与金、厚生費、委託検針費、委託集金費及び雑給]

(単位：千円)

項目		前年度実績 (2021年度)	2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
役員給与		317,400	275,991	174,350	174,350	174,350	523,050	
給料手当	基準賃金	21,963,676	21,705,551	21,191,119	20,824,878	20,660,441	62,676,438	
	基準外賃金	4,978,845	4,920,649	4,804,027	4,721,000	4,683,723	14,208,750	
	諸給与金	8,243,943	8,144,625	5,883,547	5,781,864	5,736,208	17,401,619	
	控除口（貸方）	-16,165,361	-16,205,876	-15,233,071	-15,218,146	-15,170,591	-45,621,808	
	附帯事業等振替額	-	-	-	-	-	-	
	小計	19,021,103	18,564,949	16,645,622	16,109,596	15,909,781	48,664,999	
給料手当振替額（貸方）		-163,825	-130,009	-174,528	-169,068	-153,452	-497,048	
退職給与金	引当金増加額	-2,282,677	-874,673	-373,063	-247,666	-214,596	-835,325	
	実払額	703,717	201,906	-51,406	-148,008	-162,605	-362,019	
	年金保険料	2,372,679	2,342,554	1,751,616	1,721,409	1,707,853	5,180,878	
	小計	793,720	1,669,787	1,327,147	1,325,735	1,330,652	3,983,534	
厚生費	法定厚生費	3,045,777	3,042,463	2,625,034	2,540,387	2,505,203	7,670,624	
	一般厚生費	821,752	720,752	658,521	642,157	636,135	1,936,813	
	小計	3,867,529	3,763,215	3,283,555	3,182,544	3,141,338	9,607,437	
委託検針費		-	-	-	-	-	-	
委託集金費		-	-	-	-	-	-	
雑給		2,692,848	2,713,325	2,637,793	2,710,912	2,721,758	8,070,463	
合計		26,528,775	26,857,258	23,893,939	23,334,069	23,124,427	70,352,435	
平均経費人員（人）		4,680	4,625	4,518	4,440	4,405	—	
平均基準賃金（円／月）		391,091	391,091	390,865	390,857	390,852	—	

(2) 第3条第2項第2号関係

〔燃料費〕		(単位:千円)												
項目		2023年度			2024年度			2025年度			原価算定期間計			備考
		消費量 $10^3\text{k}\text{l}$ (10^3t , 円/ 10^3Nm^3)	単価 円/ kl (円/ t , 円/ 10^3Nm^3)	金額 千円	消費量 $10^3\text{k}\text{l}$ (10^3t , 円/ 10^3Nm^3)	単価 円/ kl (円/ t , 円/ 10^3Nm^3)	金額 千円	消費量 $10^3\text{k}\text{l}$ (10^3t , 円/ 10^3Nm^3)	単価 円/ kl (円/ t , 円/ 10^3Nm^3)	金額 千円	消費量 $10^3\text{k}\text{l}$ (10^3t , 円/ 10^3Nm^3)	単価 円/ kl (円/ t , 円/ 10^3Nm^3)	金額 千円	
火力 燃料費	火力発電電力量 (発電端 10^6kWh)	20,194	—	—	19,518	—	—	20,272	—	—	59,984	—	—	石炭費の消費量は、石炭換算値とする。 燃料油費の消費量は、重油換算値とする。 ガス費の消費量は、LNG換算値とする。
	火力燃料重油換算消費量 (発電端 $10^3\text{k}\text{l}$)	4,388	—	—	4,272	—	—	4,369	—	—	13,029	—	—	
	石炭費 (10^3t , 円/ t)	5,589	55,021	307,511,173	5,322	54,710	291,166,893	5,680	54,424	309,130,841	16,591	54,717	907,808,907	
	燃料油費 ($10^3\text{k}\text{l}$, 円/ kl)	318	94,476	30,043,428	370	94,577	34,993,522	251	93,321	23,423,550	939	94,207	88,460,500	
	ガス費 (10^3t , 円/ t)	317	99,746	31,619,558	315	98,906	31,155,341	311	98,812	30,730,607	943	99,157	93,505,506	
	歴青質混合物質	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	助燃費 ($10^3\text{k}\text{l}$, 円/ kl)	15	98,566	1,478,493	17	99,070	1,684,188	16	107,752	1,724,030	48	101,806	4,886,711	
	蒸気料	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
核 燃料費	運炭費 (円/ t)	—	—	387,138	—	—	422,193	—	—	456,911	—	—	1,266,242	
	小計 (重油換算)	4,388	84,558	371,039,790	4,272	84,134	359,422,137	4,369	83,650	365,465,939	13,029	84,115	1,095,927,866	
	原子力発電電力量 (発電端 10^6kWh)	—	—	—	—	—	—	2,816	—	—	2,816	—	—	
新 エネ ルギー 等 燃料費	核燃料減損額	—	—	—	—	—	—	—	—	1,515,454	—	—	1,515,454	
	核燃料減損修正損 (又は核燃料減損修正益 (貸方))	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	濃縮闊連費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	小計	—	—	—	—	—	—	—	—	1,515,454	—	—	1,515,454	
	燃料費算定に必要な新エネルギー等発電電力量 (発電端 10^6kWh)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
新 エネ ルギー 等 燃料費	新エネルギー等燃料重油 換算消費量 ($10^3\text{k}\text{l}$)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	バイオマス燃料費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	廃棄物燃料費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	助燃費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	蒸気料	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	運搬費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	小計 (重油換算)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
合 計		—	—	371,039,790	—	—	359,422,137	—	—	366,981,393	—	—	1,097,443,320	

(3) 第3条第2項第3号関係

[使用済燃料再処理等拠出金発電費]

(単位：千円)

項目	至近実績			2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
	2019年度	2020年度	2021年度						
使用済燃料再処理等拠出金発電費	-	-	-	-	-	-	4,377,144	4,377,144	

[廃棄物処理費]

(単位：千円)

項目	至近実績			2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
	2019年度	2020年度	2021年度						
火力廃棄物処理費	6,878,072	6,812,068	8,223,646	8,492,101	5,954,463	5,582,254	5,835,810	17,372,527	
原子力廃棄物処理費	1,151,860	1,166,502	1,380,434	1,369,249	1,479,611	1,302,234	1,515,983	4,297,828	
放射性廃棄物処理費									
新エネルギー等廃棄物処理費	10,029	16,792	8,136	18,338	9,358	16,503	17,539	43,400	
合計	8,039,960	7,995,362	9,612,216	9,879,688	7,443,432	6,900,991	7,369,332	21,713,755	

[特定放射性廃棄物処分費]

(単位：千円)

項目	至近実績			2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
	2019年度	2020年度	2021年度						
特定放射性廃棄物処分費拠出金 (各年の発電対応分)	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	-	-	-	-	-	-	-	-	

[消耗品費]

(単位：千円)

項目	至近実績				2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
	2019年度	2020年度	2021年度	平均						
潤滑油脂費	45,977	74,571	103,983	74,843	83,293	82,939	114,928	63,898	261,765	
雑消耗品費	3,453,144	1,936,677	1,545,442	2,311,754	2,222,131	1,542,222	1,851,655	2,496,068	5,889,945	
合計	3,499,120	2,011,248	1,649,425	2,386,598	2,305,424	1,625,161	1,966,583	2,559,966	6,151,710	

[補償費]

(単位：千円)

項目	至近実績				2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
	2019年度	2020年度	2021年度	平均						
定期的補償費	498,985	506,509	563,501	522,998	610,519	562,077	620,006	568,179	1,750,262	
臨時の補償費	1,914,444	116,065	42,445	690,985	23,046	101,415	104,665	105,065	311,145	
損害賠償費	23,224	350	2,757	8,777	2,756	1,542	1,542	1,541	4,625	
合計	2,436,653	622,924	608,703	1,222,760	636,321	665,034	726,213	674,785	2,066,032	

〔賃借料〕

(単位：千円)

項 目	至 近 実 繢				2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備 考
	2019年度	2020年度	2021年度	平 均						
借地借家料	2,368,829	2,223,076	2,148,990	2,246,965	1,670,245	1,430,585	1,396,509	1,610,489	4,437,583	
道路占用料	561,869	7,397	7,333	192,199	6,834	6,833	6,784	6,784	20,401	
水面使用料	41,814	42,425	41,812	42,017	41,648	41,648	41,648	41,648	124,944	
線路使用料	440,722	1,164	1,761	147,882	15,551	1,574	1,574	1,574	4,722	
設備賃借料	8,556	-	14,648	7,735	1,692	14,861	14,861	14,861	44,583	
電柱敷地料	802,886	681	680	268,082	683	683	683	683	2,049	
線下補償料	6,048	-	24	2,024	-	-	-	-	-	
機械賃借料	45,120	30,080	-	25,067	-	-	-	-	-	
雑賃借料	699,667	455,221	429,580	528,156	434,378	539,558	555,376	496,752	1,591,686	
合 計	4,975,511	2,760,043	2,644,828	3,460,127	2,171,031	2,035,742	2,017,435	2,172,791	6,225,968	

〔委託費〕

(単位：千円)

項 目	至 近 実 繢				2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備 考
	2019年度	2020年度	2021年度	平 均						
委託運転費	-121,076	794,851	806,221	493,332	846,322	680,950	680,950	680,950	2,042,850	
雑委託費	25,878,080	14,807,967	13,322,452	18,002,833	14,325,214	21,076,395	14,944,640	12,994,165	49,015,200	
合 計	25,757,004	15,602,819	14,128,673	18,496,165	15,171,536	21,757,345	15,625,590	13,675,115	51,058,050	

〔損害保険料〕

(単位：千円)

項 目	至 近 実 繢				2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備 考
	2019年度	2020年度	2021年度	平 均						
水力関係	541	535	937	671	735	731	731	732	2,194	
火力関係	45,402	44,610	47,456	45,823	47,178	48,628	64,590	64,589	177,807	
原子力関係	法定保険料	301,599	302,042	302,483	302,041	302,440	302,440	302,482	301,930	906,852
	その他保険料	39,063	38,860	-26,528	17,132	891	891	891	21,437	23,219
新エネルギー等関係	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他	21,528	9,222	10,420	13,723	9,458	9,487	9,487	9,487	28,461	
合 計	408,133	395,270	334,767	379,390	360,702	362,177	378,181	398,175	1,138,533	

〔原子力損害賠償資金補助法一般負担金〕

(単位：千円)

項 目	至 近 実 繢				2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備 考
	2019年度	2020年度	2021年度	平 均						
原子力損害賠償資金補助法一般負担金	6,026	5,637	6,021	5,895	5,894	5,894	5,894	5,894	17,682	

〔原賠・廃炉等支援機構一般負担金〕

(単位：千円)

項 目	至 近 実 繢				2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備 考
	2019年度	2020年度	2021年度	平 均						
原賠・廃炉等支援機構一般負担金	6,063,600	6,479,368	5,675,636	6,072,868	5,675,636	5,675,636	5,675,636	5,675,636	17,026,908	

〔普及開発関係費〕

(単位：千円)

項 目	至 近 実 績				2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備 考
	2019年度	2020年度	2021年度	平 均						
販売関係普及開発関係費	1,692,870	2,525,772	2,604,600	2,274,414	2,861,904	42,342	42,342	43,407	128,091	
一般普及開発関係費	985,342	857,872	695,195	846,136	862,506	116,135	205,078	237,837	559,050	
合 計	2,678,212	3,383,644	3,299,795	3,120,550	3,724,410	158,477	247,420	281,244	687,141	

〔養成費〕

(単位：千円)

項 目	至 近 実 績			2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備 考
	2019年度	2020年度	2021年度						
研修施設運営費	113,275	113,590	110,086	123,062	108,028	108,576	108,566	325,170	
その他養成費	402,887	221,274	201,064	283,748	226,094	245,055	244,682	715,831	
合 計	516,162	334,864	311,150	406,810	334,122	353,631	353,248	1,041,001	

〔研究費〕

(単位：千円)

項 目	至 近 実 績				2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備 考
	2019年度	2020年度	2021年度	平 均						
社内研究費	356,491	285,595	204,563	282,216	160,218	140,684	142,352	125,060	408,096	
委託研究費	1,107,220	1,113,441	1,047,130	1,089,263	1,079,706	906,264	901,580	890,848	2,698,692	
合 計	1,463,711	1,399,035	1,251,692	1,371,480	1,239,924	1,046,948	1,043,932	1,015,908	3,106,788	

〔諸費〕

(単位：千円)

項 目	至 近 実 績				2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備 考
	2019年度	2020年度	2021年度	平 均						
通信運搬費	2,663,550	1,974,477	1,937,836	2,191,954	2,307,892	2,354,129	2,085,586	2,108,088	6,547,803	
旅費	685,176	305,790	297,644	429,537	469,935	517,212	504,581	460,372	1,482,165	
寄付金	14,399	16,943	12,111	14,485	14,526	-	-	-	-	
団体費	1,369,646	1,038,734	969,474	1,125,951	1,006,936	353,821	342,732	342,308	1,038,861	
その他諸費	2,520,269	2,083,811	2,072,953	2,225,678	2,189,181	2,190,326	2,096,555	2,327,822	6,614,703	
合 計	7,253,041	5,419,755	5,290,018	5,987,605	5,988,470	5,415,488	5,029,454	5,238,590	15,683,532	

〔貸倒損〕

(単位：千円)

項 目	至 近 実 績				2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備 考
	2019年度	2020年度	2021年度	平 均						
貸倒損引当額	4,721	51,780	39,298	31,933	4,033	43,849	-4,166	-1,627	38,056	
貸倒損発生額	85,505	87,934	62,171	78,537	111,153	134,614	132,414	131,544	398,572	
合 計	90,227	139,714	101,468	110,470	115,186	178,463	128,248	129,917	436,628	

[固定資産除却費]

(単位：千円)

項目	至近実績				2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
	2019年度	2020年度	2021年度	平均						
水力発電設備	除却損	416,247	238,302	486,768	380,439	503,575	814,539	691,322	1,338,794	2,844,655
	除却費用	544,575	192,998	428,081	388,551	431,339	654,106	537,889	1,064,124	2,256,119
火力発電設備	除却損	1,897,017	427,202	80,435	801,551	150,599	128,335	126,869	81,732	336,936
	除却費用	706,405	1,346,271	1,489,674	1,180,783	841,461	709,471	686,666	414,815	1,810,952
原子力発電設備	除却損	15,144	68,670	12,514	32,109	203,447	344,781	731,996	688,148	1,764,925
	除却費用	75,835	94,300	55,281	75,139	374,827	570,549	1,211,990	1,133,973	2,916,512
新エネルギー等発電設備	除却損	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	除却費用	-	-	-	-	-	-	-	-	-
送電設備	除却損	365,087	-	-	121,696	-	-	-	-	-
	除却費用	1,618,461	-	-	539,487	-	-	-	-	-
変電設備	除却損	284,124	-	-	94,708	-	-	-	-	-
	除却費用	800,023	-	-	266,674	-	-	-	-	-
配電設備	除却損	444,335	-	-	148,112	-	-	-	-	-
	除却費用	331,699	-	-	110,566	-	-	-	-	-
業務設備	除却損	302,378	41,539	32,220	125,379	90,007	59,949	98,712	215,086	373,747
	除却費用	659,191	297,635	26,217	327,681	395,084	269,290	433,403	714,626	1,417,319
合計	除却損	3,724,333	775,712	611,937	1,703,994	947,628	1,347,604	1,648,899	2,323,760	5,320,263
	除却費用	4,736,188	1,931,203	1,999,253	2,888,882	2,042,711	2,203,416	2,869,948	3,327,538	8,400,902

[原子力発電施設解体費]

(単位：千円)

項目	至近実績			2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
	2019年度	2020年度	2021年度						
解体費	-	-	-	-	-	-	-	-	
資産除去債務計上	4,087,759	4,171,800	4,273,255	4,273,255	4,395,483	4,395,483	4,395,483	13,186,449	
資産除去債務取崩し(貸方)	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	4,087,759	4,171,800	4,273,255	4,273,255	4,395,483	4,395,483	4,395,483	13,186,449	

[共有設備費等分担額、共有設備費等分担額(貸方)]

(単位：千円)

項目	至近実績			2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
	2019年度	2020年度	2021年度						
共有設備費等分担額	水力発電設備	70,953	57,593	153,047	119,677	100,891	100,891	100,891	302,673
	火力発電設備	48,824	47,941	66,531	48,888	48,876	48,876	48,876	146,628
	小計	119,777	105,534	219,579	168,565	149,767	149,767	149,767	449,301
共有設備費等分担額(貸方)	水力発電設備	-2,746	-2,369	-2,464	-3,707	-4,887	-2,887	-2,887	-10,661
	小計	-2,746	-2,369	-2,464	-3,707	-4,887	-2,887	-2,887	-10,661
合計		117,031	103,166	217,115	164,858	144,880	146,880	146,880	438,640

(記載注意)

(何) の欄には、共有設備について種類別に整理すること。

[開発費、開発費償却]

(単位：千円)

項 目	至 近 実 績			2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間 計	備 考
	2019年度	2020年度	2021年度						
開発費	-	-	-	-	-	-	-	-	
開発費償却	-	-	-	-	-	-	-	-	
合 計	-	-	-	-	-	-	-	-	

[電力費振替勘定（貸方）]

(単位：千円)

項 目	至 近 実 績			2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間 計	備 考
	2019年度	2020年度	2021年度						
建設工事用	-710	-1,011	-1,992	-	-541	-317	-114	-972	
附帯事業用	-9,713	-8,758	-10,388	-	-2,172	-1,276	-458	-3,906	
合 計	-10,423	-9,769	-12,380	-	-2,713	-1,593	-572	-4,878	

[株式交付費、社債発行費]

(単位：千円)

項 目	至 近 実 績			2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間 計	備 考
	2019年度	2020年度	2021年度						
株式交付費	-	-	-	-	-	-	-	-	
社債発行費	265,065	220,123	272,761	600,557	351,775	351,775	351,775	1,055,325	
合 計	265,065	220,123	272,761	600,557	351,775	351,775	351,775	1,055,325	

(4) 第3条第2項第4号関係

[修繕費]

(単位：千円)

項目	至近実績						2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	平均修繕費率 (%)	備考
	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	平均修繕費率 (%)							
水力発電設備	平均帳簿原価	449,873,728	451,864,757	454,056,731	449,332,568	444,405,052	1.28%	445,528,043	447,023,042	448,854,160	454,323,316	1,350,200,518	1.48%
	普通修繕費	6,528,686	5,384,857	6,192,736	4,873,858	5,863,741		6,910,297	6,349,592	7,233,950	6,436,937	20,020,479	
火力発電設備	平均帳簿原価	848,325,747	912,725,391	974,251,354	970,618,773	971,179,971	2.66%	980,121,455	983,433,845	996,183,336	1,025,342,880	3,004,960,061	2.40%
	普通修繕費	28,879,516	27,585,233	21,170,814	21,182,469	25,578,485		20,965,967	25,909,557	27,240,702	18,869,149	72,019,408	
原子力発電設備	平均帳簿原価	720,764,164	723,805,487	726,005,426	727,335,942	727,900,980	0.60%	726,666,710	724,168,295	717,088,544	846,328,889	2,287,585,728	1.20%
	普通修繕費	5,177,712	3,926,674	3,298,564	5,363,505	4,071,068		6,215,111	5,546,101	7,005,149	14,900,223	27,451,473	
新エネルギー等発電設備	平均帳簿原価	3,468,187	3,464,018	3,473,895	3,487,942	3,488,441	0.73%	3,489,629	3,490,975	3,492,949	3,494,265	10,478,189	0.99%
	普通修繕費	29,721	34,951	21,928	21,064	19,676		37,675	36,718	42,461	24,503	103,682	
送電設備	平均帳簿原価	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	普通修繕費	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	
変電設備	平均帳簿原価	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	普通修繕費	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	
配電設備	平均帳簿原価	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	普通修繕費	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	
業務設備	平均帳簿原価	79,658,409	80,820,013	85,272,501	89,191,661	90,528,237	1.03%	90,524,222	90,713,612	90,637,380	91,310,666	272,661,658	1.02%
	普通修繕費	929,522 (-)	798,162 (-)	940,768 (-)	877,802 (-)	820,820 (-)		886,194 (-)	1,002,190 (-)	920,456 (-)	864,953 (-)	2,787,599 (-)	
合計	平均帳簿原価	2,102,090,235	2,172,679,666	2,243,059,907	2,239,966,885	2,237,502,682	1.63%	2,246,330,059	2,248,829,769	2,256,256,369	2,420,800,016	6,925,886,154	1.77%
	普通修繕費	41,545,157	37,729,877	31,624,811	32,318,699	36,353,789		35,015,244	38,844,158	42,442,718	41,095,765	122,382,641	

(記載注意)

送電設備、配電設備及び業務設備の普通修繕費の()内には、取替修繕費を内数として記載すること。

2017年度以降の
平均帳簿原価は、
資産除去債務除き。表中の2019年度以前
の数値は、送配電
部門費用除き。

(5) 第3条第2項第5号関係

[水利使用料]

(単位：千円)

項目	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
水利使用料	2,211,793	2,211,793	2,213,180	6,636,766	

(6) 第3条第2項第6号関係

[減価償却費]

(単位：千円)

項目	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
水力発電設備	普通償却費 4,342,797	4,505,815	5,102,376	13,950,988	
	特別償却費 —	—	—	—	
	試運転償却費 —	—	—	—	
火力発電設備	普通償却費 16,310,976	17,574,024	19,123,846	53,008,846	
	特別償却費 —	—	—	—	
	試運転償却費 —	—	—	—	
原子力発電設備	普通償却費 6,977,304	6,981,744	10,427,117	24,386,165	
	特別償却費 —	—	—	—	
	試運転償却費 —	—	—	—	
新エネルギー等発電設備	普通償却費 67,058	67,152	67,234	201,444	
	特別償却費 —	—	—	—	
	試運転償却費 —	—	—	—	
送電設備	普通償却費 —	—	—	—	
	特別償却費 —	—	—	—	
変電設備	普通償却費 —	—	—	—	
	特別償却費 —	—	—	—	
配電設備	普通償却費 —	—	—	—	
	特別償却費 —	—	—	—	
業務設備	普通償却費 1,332,703	1,435,711	1,722,204	4,490,618	
	特別償却費 —	—	—	—	
合計	普通償却費 29,030,838	30,564,446	36,442,777	96,038,061	
	特別償却費 —	—	—	—	
	試運転償却費 —	—	—	—	

(7) 第3条第2項第7号関係

[固定資産税、雑税、電源開発促進税及び事業税]

(単位：千円)

項目	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
固定資産税	5,737,285	5,502,856	5,549,295	16,789,436	
雑税	1,183,522	1,178,468	1,716,628	4,078,618	
電源開発促進税	—	—	—	—	
事業税	6,262,381	6,122,015	6,371,805	18,756,201	
合計	13,183,188	12,803,339	13,637,728	39,624,255	

(8) 第3条第2項第8号関係

[他社購入電源費、非化石証書購入費]

(単位：千円)

項目			2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
他社購入電力料	他社購入電源費	料金計	184,989,081 (29,757,469)	227,552,961 (29,742,179)	185,568,526 (29,621,320)	598,110,568 (89,120,968)	
	他社購入電源費及び他社購入送電費に係る電力量(10 ⁶ kWh)		10,601	11,245	9,922	31,768	
	非化石証書購入費	料金計	1,139,024	1,384,686	1,358,454	3,882,164	
	非化石証書購入費に係る電力量(10 ⁶ kWh)		2,204	2,621	2,577	7,402	

(記載注意)

他社購入電源費の()内には、新エネルギー等電源費に係る費用を内数として記載すること。

(9) 第3条第2項第9号関係

[建設分担関連費振替額(貸方)、附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)]

(単位：千円)

項目	至近実績			平均振替率 (実績見込み) (%)	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考	
	2019年度	2020年度	2021年度								
建設分担関連費振替額(貸方)	総工事資金	11,633,017	13,515,171	13,197,831	0.3003%	27,539,448	39,104,720	74,204,232	60,290,231	173,599,183	建設分担関連費振替額及び附帯事業分担関連費振替額の算定における振替率：0.3%
	振替額	-35,022	-40,546	-39,593		-82,371	-116,963	-221,946	-180,329	-519,238	
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	附帯事業営業費用	2,832,770	2,347,148	3,399,201	0.4237%	3,146,448	3,303,114	3,303,781	3,301,448	9,908,343	
	振替額	-12,807	-11,763	-11,782		-11,772	-11,772	-11,772	-11,772	-35,316	

(10) 第3条第2項第10号関係

[株式交付費償却、社債発行費償却]

(単位：千円)

項目	対象交付(発行)費用	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
株式交付費償却	-	-	-	-	-	
社債発行費償却	-	-	-	-	-	
合計		-	-	-	-	

(11) 第3条第2項第11号関係

[法人税等]

(単位：千円)

項目	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
法人税等	法人税	2,224,682	2,224,682	2,224,682	地方法人税を含む。
	法人税割	206,037	206,037	206,037	
合計		2,430,719	2,430,719	2,430,719	7,292,157

第2表

事業報酬明細表
(第4条第2項第1号、同条第3項第1号関係)

(単位：千円)

項目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
電気事業報酬	特定固定資産	828,490,119	826,551,772	921,969,872	2,577,011,763	
	建設中の資産	110,306,502	130,220,875	112,962,541	353,489,918	
	使用済燃料再処理関連加工仮勘定	11,489,986	13,021,984	14,553,982	39,065,952	
	核燃料資産	73,717,471	84,234,500	94,047,127	251,999,098	
	特定投資	21,189,919	21,189,919	21,189,919	63,569,757	
	運転資本	営業資本	74,265,120	71,944,311	65,093,608	
		貯蔵品	49,089,809	47,636,193	48,375,848	
		小計	123,354,929	119,580,504	113,469,456	
	繰延償却資産	-	-	-	-	
	合計	1,168,548,926	1,194,799,554	1,278,192,897	3,641,541,377	
	報酬率(%)	2.79	2.79	2.79	2.79	
	電気事業報酬額	32,602,515	33,334,908	35,661,582	101,599,005	

第4表

事業報酬明細表
(第4条第3項第3号のうち事業者のレートベースの額)

(単位：千円)

項目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
電気事業報酬	特定固定資産	371,280,908	369,342,561	464,760,661	1,205,384,130	
	建設中の資産	105,337,440	125,251,813	107,993,479	338,582,732	
	使用済燃料再処理関連加工仮勘定	11,489,986	13,021,984	14,553,982	39,065,952	
	核燃料資産	73,717,471	84,234,500	94,047,127	251,999,098	
	特定投資	18,686,785	18,686,785	18,686,785	56,060,355	
	運転資本	営業資本	62,418,453	60,097,644	53,246,941	
		貯蔵品	47,464,959	46,011,343	46,750,998	
		小計	109,883,412	106,108,987	99,997,939	
	繰延償却資産	-	-	-	-	
	合計	690,396,002	716,646,630	800,039,973	2,207,082,605	

(1) 第4条第4項関係(第4条第3項第3号のうち事業者のレートベースの額)
[特定固定資産]

(単位:千円)

項目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
水力発電設備	期首残高	帳簿原価 工事費負担金等 減価償却累計額 差引帳簿価額	445,388,415 19,169,352 334,423,869 91,795,194	448,235,213 19,091,942 334,218,382 94,924,889	449,473,652 19,026,242 334,878,343 95,569,067	1,343,097,280 57,287,536 1,003,520,594 282,289,150
	期中増減額	帳簿原価増加額 工事費負担金等増加額 減価償却累計額増加額 帳簿原価減少額 工事費負担金等減少額 減価償却累計額減少額	8,448,085 - 4,441,061 5,601,287 77,410 4,646,548	5,992,408 - 4,603,616 4,753,969 65,700 3,943,655	19,026,590 - 5,276,068 9,206,396 127,232 7,637,166	33,467,083 - 14,320,745 19,561,652 270,342 16,227,369
	期末残高	帳簿原価 工事費負担金等 減価償却累計額 差引帳簿価額	448,235,213 19,091,942 334,218,382 94,924,889	449,473,652 19,026,242 334,878,343 95,569,067	459,293,846 18,899,010 332,517,245 107,877,591	1,357,002,711 57,017,194 1,001,613,970 298,371,547
	平均帳簿価額		90,869,024	93,268,608	103,240,174	287,377,806
火力発電設備	期首残高	帳簿原価 工事費負担金等 減価償却累計額 差引帳簿価額	975,137,145 14,861,167 762,243,934 198,032,044	977,113,170 14,858,707 774,041,492 188,212,971	1,000,636,077 14,856,275 787,196,024 198,583,778	2,952,886,392 44,576,149 2,323,481,450 584,828,793
	期中増減額	帳簿原価増加額 工事費負担金等増加額 減価償却累計額増加額 帳簿原価減少額 工事費負担金等減少額 減価償却累計額減少額	6,896,822 - 16,436,738 4,920,797 2,460 4,639,180	28,387,490 - 17,740,716 4,864,583 2,432 4,586,184	37,929,970 - 19,359,830 3,133,907 1,567 2,954,553	73,214,282 - 53,537,284 12,919,287 6,459 12,179,917
	期末残高	帳簿原価 工事費負担金等 減価償却累計額 差引帳簿価額	977,113,170 14,858,707 774,041,492 188,212,971	1,000,636,077 14,856,275 787,196,024 198,583,778	1,035,432,140 14,854,708 803,601,301 216,976,131	3,013,181,387 44,569,690 2,364,838,817 603,722,880
	平均帳簿価額		196,515,750	199,190,234	219,553,948	615,259,932
原子力発電設備	期首残高	帳簿原価 工事費負担金等 減価償却累計額 差引帳簿価額	721,702,248 150,875 649,297,061 72,254,312	718,990,777 150,875 650,081,915 68,757,987	707,542,746 150,875 643,563,724 63,828,147	2,148,235,771 452,625 1,942,942,700 204,840,446
	期中増減額	帳簿原価増加額 工事費負担金等増加額 減価償却累計額増加額 帳簿原価減少額 工事費負担金等減少額 減価償却累計額減少額	4,515,121 - 7,396,824 7,226,592 - 6,611,970	3,894,589 - 7,519,539 15,342,620 - 14,037,730	284,352,277 - 11,303,616 14,423,556 - 13,196,832	292,761,987 - 26,219,979 36,992,768 - 33,846,532
	期末残高	帳簿原価 工事費負担金等 減価償却累計額 差引帳簿価額	718,990,777 150,875 650,081,915 68,757,987	707,542,746 150,875 643,563,724 63,828,147	977,471,467 150,875 641,670,508 335,650,084	2,404,004,990 452,625 1,935,316,147 468,236,218
	平均帳簿価額		63,724,677	57,563,276	120,474,628	241,762,581
新エネルギー等発電設備	期首残高	帳簿原価 工事費負担金等 減価償却累計額 差引帳簿価額	3,490,317 202,231 1,334,887 1,953,199	3,491,633 202,231 1,401,951 1,887,451	3,494,265 202,231 1,469,138 1,822,896	10,476,215 606,693 4,205,976 5,663,546
	期中増減額	帳簿原価増加額 工事費負担金等増加額 減価償却累計額増加額 帳簿原価減少額 工事費負担金等減少額 減価償却累計額減少額	1,316 - 67,064 - - -	2,632 - 67,187 - - -	- - 67,259 - - -	3,948 - 201,510 - - -
	期末残高	帳簿原価 工事費負担金等 減価償却累計額 差引帳簿価額	3,491,633 202,231 1,401,951 1,887,451	3,494,265 202,231 1,469,138 1,822,896	3,494,265 202,231 1,536,397 1,755,637	10,480,163 606,693 4,407,486 5,465,984
	平均帳簿価額		1,920,281	1,854,164	1,790,064	5,564,509

〔特定固定資産〕（続き）

(単位：千円)

項目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
送電設備	期首残高	帳簿原価	-	-	-	-
		工事費負担金等	-	-	-	-
		減価償却累計額	-	-	-	-
		差引帳簿価額	-	-	-	-
	期中増減額	帳簿原価增加額	-	-	-	-
		工事費負担金等増加額	-	-	-	-
		減価償却累計額増加額	-	-	-	-
		帳簿原価減少額	-	-	-	-
		工事費負担金等減少額	-	-	-	-
		減価償却累計額減少額	-	-	-	-
変電設備	期末残高	帳簿原価	-	-	-	-
		工事費負担金等	-	-	-	-
		減価償却累計額	-	-	-	-
		差引帳簿価額	-	-	-	-
	平均帳簿価額	-	-	-	-	-
	期首残高	帳簿原価	-	-	-	-
		工事費負担金等	-	-	-	-
		減価償却累計額	-	-	-	-
		差引帳簿価額	-	-	-	-
	期中増減額	帳簿原価増加額	-	-	-	-
配電設備		工事費負担金等増加額	-	-	-	-
		減価償却累計額増加額	-	-	-	-
		帳簿原価減少額	-	-	-	-
		工事費負担金等減少額	-	-	-	-
		減価償却累計額減少額	-	-	-	-
	期末残高	帳簿原価	-	-	-	-
		工事費負担金等	-	-	-	-
		減価償却累計額	-	-	-	-
		差引帳簿価額	-	-	-	-
	平均帳簿価額	-	-	-	-	-
業務設備	期首残高	帳簿原価	73,649,704	73,910,175	73,497,286	221,057,165
		工事費負担金等	4,298,766	4,250,181	4,170,183	12,719,130
		減価償却累計額	50,301,331	50,197,695	49,190,517	149,689,543
		差引帳簿価額	19,049,607	19,462,299	20,136,586	58,648,492
	期中増減額	帳簿原価増加額	2,031,694	2,503,555	5,996,628	10,531,877
		工事費負担金等増加額	-	-	-	-
		減価償却累計額増加額	1,469,459	1,583,033	1,899,191	4,951,683
		帳簿原価減少額	1,771,223	2,916,444	4,237,567	8,925,234
		工事費負担金等減少額	48,585	79,998	101,082	229,665
		減価償却累計額減少額	1,573,095	2,590,211	3,725,698	7,889,004
	期末残高	帳簿原価	73,910,175	73,497,286	75,256,347	222,663,808
		工事費負担金等	4,250,181	4,170,183	4,069,101	12,489,465
		減価償却累計額	50,197,695	49,190,517	47,364,010	146,752,222
		差引帳簿価額	19,462,299	20,136,586	23,823,236	63,422,121
	平均帳簿価額	18,251,176	17,466,279	19,701,847	55,419,302	
レートベース		371,280,908	369,342,561	464,760,661	1,205,384,130	

[建設中の資産]

(単位：千円)

項目	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
水力発電設備	期首帳簿価額	5,494,829	8,442,174	12,690,763	26,627,766
	期中増加額	7,350,771	6,281,107	15,324,102	28,955,980
	期中減少額	4,403,426	2,032,518	16,313,855	22,749,799
	期末帳簿価額	8,442,174	12,690,763	11,701,010	32,833,947
	平均帳簿価額	7,851,229	10,540,047	10,589,409	28,980,685
火力発電設備	期首帳簿価額	41,612,179	53,904,966	39,654,810	135,171,955
	期中増加額	26,684,603	26,776,944	21,169,114	74,630,661
	期中減少額	14,391,816	41,027,100	49,995,179	105,414,095
	期末帳簿価額	53,904,966	39,654,810	10,828,745	104,388,521
	平均帳簿価額	48,381,739	42,858,585	14,937,492	106,177,816
原子力発電設備	期首帳簿価額	140,164,451	168,075,187	233,382,470	541,622,108
	期中増加額	36,211,757	73,075,058	68,849,149	178,135,964
	期中減少額	8,301,021	7,767,775	295,085,160	311,153,956
	期末帳簿価額	168,075,187	233,382,470	7,146,459	408,604,116
	平均帳簿価額	153,908,385	195,590,160	188,430,549	537,929,094
新エネルギー等発電設備	期首帳簿価額	-	-	-	-
	期中増加額	-	-	-	-
	期中減少額	-	-	-	-
	期末帳簿価額	-	-	-	-
	平均帳簿価額	-	-	-	-
送電設備	期首帳簿価額	-	-	-	-
	期中増加額	-	-	-	-
	期中減少額	-	-	-	-
	期末帳簿価額	-	-	-	-
	平均帳簿価額	-	-	-	-
変電設備	期首帳簿価額	-	-	-	-
	期中増加額	-	-	-	-
	期中減少額	-	-	-	-
	期末帳簿価額	-	-	-	-
	平均帳簿価額	-	-	-	-
配電設備	期首帳簿価額	-	-	-	-
	期中増加額	-	-	-	-
	期中減少額	-	-	-	-
	期末帳簿価額	-	-	-	-
	平均帳簿価額	-	-	-	-
業務設備	期首帳簿価額	87,178	565,355	1,826,089	2,478,622
	期中増加額	1,566,715	2,516,581	3,899,293	7,982,589
	期中減少額	1,088,538	1,255,847	5,638,204	7,982,589
	期末帳簿価額	565,355	1,826,089	87,178	2,478,622
	平均帳簿価額	533,526	1,514,834	2,029,508	4,077,868
レートベース		105,337,440	125,251,813	107,993,479	338,582,732

[使用済燃料再処理関連加工仮勘定]

(単位：千円)

項目	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	期首帳簿価額	10,723,987	12,255,985	13,787,983	36,767,955
	期中増加額	1,531,998	1,531,998	1,531,998	4,595,994
	期末帳簿価額	12,255,985	13,787,983	15,319,981	41,363,949
	平均帳簿価額	11,489,986	13,021,984	14,553,982	39,065,952
	レートベース	11,489,986	13,021,984	14,553,982	39,065,952

[核燃料資産]

(単位：千円)

項目	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
装荷以前の核燃料資産	期首帳簿価額	72,330,688	73,088,745	93,377,916	238,797,349
	期中増加額	11,023,145	20,289,171	864,708	32,177,024
	期中減少額	10,265,088	-	1,515,454	11,780,542
	期末帳簿価額	73,088,745	93,377,916	92,727,170	259,193,831
	平均帳簿価額	72,709,717	83,233,331	93,052,543	248,995,591
再処理関係核燃料資産	期首帳簿価額	1,011,046	1,004,461	997,876	3,013,383
	期中増加額	-	-	-	-
	期中減少額	6,585	6,585	6,585	19,755
	期末帳簿価額	1,004,461	997,876	991,291	2,993,628
	平均帳簿価額	1,007,754	1,001,169	994,584	3,003,507
レートベース	73,717,471	84,234,500	94,047,127	251,999,098	

[特定投資]

(単位：千円)

項目	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
日本原燃(株)	期首帳簿価額	17,728,400	17,728,400	17,728,400	53,185,200
	期中増加額	-	-	-	-
	期末帳簿価額	17,728,400	17,728,400	17,728,400	53,185,200
	平均帳簿価額	17,728,400	17,728,400	17,728,400	53,185,200
日本原子力研究開発機構	期首帳簿価額	632,821	632,821	632,821	1,898,463
	期中増加額	-	-	-	-
	期末帳簿価額	632,821	632,821	632,821	1,898,463
	平均帳簿価額	632,821	632,821	632,821	1,898,463
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	期首帳簿価額	236,000	236,000	236,000	708,000
	期中増加額	-	-	-	-
	期末帳簿価額	236,000	236,000	236,000	708,000
	平均帳簿価額	236,000	236,000	236,000	708,000
石炭資源開発(株)	期首帳簿価額	89,564	89,564	89,564	268,692
	期中増加額	-	-	-	-
	期末帳簿価額	89,564	89,564	89,564	268,692
	平均帳簿価額	89,564	89,564	89,564	268,692
レートベース	18,686,785	18,686,785	18,686,785	56,060,355	

(記載注意)

(何) の欄には、長期投資について投資先ごとに整理すること。

〔運転資本（営業資本）〕

(単位：千円)

項目	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
営業費項目	役員給与	174,350	174,350	174,350	523,050
	給料手当	16,645,622	16,109,596	15,909,781	48,664,999
	給料手当振替額（貸方）	-174,528	-169,068	-153,452	-497,048
	退職給与金	1,327,147	1,325,735	1,330,652	3,983,534
	厚生費	3,283,555	3,182,544	3,141,338	9,607,437
	委託検針費	-	-	-	-
	委託集金費	-	-	-	-
	雑給	2,637,793	2,710,912	2,721,758	8,070,463
	燃料費	371,039,790	359,422,137	365,465,939	1,095,927,866
	使用済燃料再処理等拠出金発電費	-	-	4,377,144	4,377,144
	廃棄物処理費	7,443,432	6,900,991	7,369,332	21,713,755
	特定放射性廃棄物処分費	-	-	-	-
	消耗品費	1,625,161	1,966,583	2,559,966	6,151,710
	修繕費	38,844,158	42,442,718	41,095,765	122,382,641
	水利使用料	2,211,793	2,211,793	2,213,180	6,636,766
	補償費	665,034	726,213	674,785	2,066,032
	賃借料	2,035,742	2,017,435	2,172,791	6,225,968
	委託費	21,757,345	15,625,590	13,675,115	51,058,050
	損害保険料	362,177	378,181	398,175	1,138,533
	原子力損害賠償資金補助法一般負担金	5,894	5,894	5,894	17,682
	原賠・廃炉等支援機構一般負担金	5,675,636	5,675,636	5,675,636	17,026,908
	普及開発関係費	158,477	247,420	281,244	687,141
	養成費	334,122	353,631	353,248	1,041,001
	研究費	1,046,948	1,043,932	1,015,908	3,106,788
	諸費	5,415,488	5,029,454	5,238,590	15,683,532
	貸倒損	134,614	128,248	129,917	392,779
	減価償却費	30,565	28,164	21,351	80,080
	固定資産除却費	2,197,268	2,859,826	3,305,484	8,362,578
	原子力発電施設解体費	-	-	-	-
	共有設備費等分担額	149,767	149,767	149,767	449,301
	共有設備費等分担額（貸方）	-4,887	-2,887	-2,887	-10,661
	他社購入電源費	184,989,081	227,552,961	185,568,526	598,110,568
	非化石証書購入費	1,139,024	1,384,686	1,358,454	3,882,164
	建設分担関連費振替額（貸方）	-116,963	-221,946	-180,329	-519,238
	附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	-11,772	-11,772	-11,772	-35,316
	開発費	-	-	-	-
	電力費振替勘定（貸方）	-2,713	-1,593	-572	-4,878
	株式交付費	-	-	-	-
	社債発行費	351,775	351,775	351,775	1,055,325
	小計	671,370,895	699,598,906	666,386,853	2,037,356,654
控除収益項目	他社販売電源料	161,034,409	207,405,427	228,991,385	597,431,221
	託送収益	-	-	-	-
	電気事業雑収益	10,125,525	10,548,990	10,556,604	31,231,119
	預金利息	31,804	31,804	31,804	95,412
	賠償負担金相当収益	831,536	831,536	831,536	2,494,608
	廃炉円滑化負担金相当収益	-	-	-	-
	小計	172,023,274	218,817,757	240,411,329	631,252,360
合計		499,347,621	480,781,149	425,975,524	1,406,104,294
レートベース		62,418,453	60,097,644	53,246,941	175,763,038

(記載注意)

(何) の欄には、営業費項目及び控除収益項目についてそれぞれ期間原価等項目ごとに整理すること。

[運転資本（貯蔵品）]

(単位：千円)

項目			2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考		
火力燃料貯蔵品	石炭費	消費金額	307,511,173	291,166,893	309,130,841	907,808,907			
		平均月数	1.5	1.5	1.5	1.5			
		計	38,438,897	36,395,862	38,641,355	113,476,114			
	燃料油費	消費金額	30,043,428	34,993,522	23,423,550	88,460,500			
		平均月数	1.5	1.5	1.5	1.5			
		計	3,755,429	4,374,190	2,927,944	11,057,563			
	ガス費	消費金額	40,159,145	39,810,330	39,294,228	119,263,703			
		平均月数	1.5	1.5	1.5	1.5			
		計	5,019,893	4,976,291	4,911,779	14,907,963			
	助燃費	消費金額	1,478,493	1,684,188	1,724,030	4,886,711			
		平均月数	1.5	1.5	1.5	1.5			
		計	184,812	210,524	215,504	610,840			
	アフターバーナー用燃料費	消費金額	271,458	179,836	179,358	630,652			
		平均月数	1.5	1.5	1.5	1.5			
		計	33,932	22,480	22,420	78,832			
小計			47,432,963	45,979,347	46,719,002	140,131,312			
新エネルギー等貯蔵品	-	消費金額	-	-	-	-			
		平均月数	-	-	-	-			
		計	-	-	-	-			
小計			-	-	-	-			
その他貯蔵品	配電平均帳簿原価		-	-	-	-			
	一般貯蔵品払出し率		-	-	-	-			
	一般貯蔵品在庫率		-	-	-	-			
	小計		31,996	31,996	31,996	95,988			
合計			47,464,959	46,011,343	46,750,998	140,227,300			
レートベース			47,464,959	46,011,343	46,750,998	140,227,300			

(記載注意)

(何) の欄には、火力燃料貯蔵品及び新エネルギー等貯蔵品について燃料種別ごとに整理すること。

[繰延償却資産]

(単位：千円)

項目			2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
株式交付費	期首帳簿価額		-	-	-	-	
	増加額		-	-	-	-	
	償却額		-	-	-	-	
	期末帳簿価額		-	-	-	-	
	平均帳簿価額		-	-	-	-	
社債発行費	期首帳簿価額		-	-	-	-	
	増加額		-	-	-	-	
	償却額		-	-	-	-	
	期末帳簿価額		-	-	-	-	
	平均帳簿価額		-	-	-	-	
開発費	期首帳簿価額		-	-	-	-	
	増加額		-	-	-	-	
	償却額		-	-	-	-	
	期末帳簿価額		-	-	-	-	
	平均帳簿価額		-	-	-	-	
レートベース			-	-	-	-	

(2) 第4条第5項関係

〔報酬率〕

(単位：%)

項目		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	適用率	備考
自己資本報酬率	全てのみなし小売電気事業者たる法人を除く全産業の自己資本利益率の実績率に相当する値	9.057	9.666	10.711	10.429	9.213	7.601	10.994	7.838	
	国債、地方債等公社債の利回りの実績率	0.374	0.041	0.137	0.137	-0.001	0.090	0.127		
他人資本報酬率	全てのみなし小売電気事業者たる法人の有利子負債額の実績額に応じて当該有利子負債額の実績額に係る利子率の実績率を加重平均して算定した率	-	-	-	-	-	-	-	0.628	
事業報酬率		-	-	-	-	-	-	-	2.79	

(3) 第4条第6項関係

〔一般送配電事業の報酬率〕

(単位：%)

項目		2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	適用率	備考
自己資本報酬率	全ての一般送配電事業者たる法人を除く全産業の自己資本利益率の実績率に相当する値	9.670	10.710	10.430	9.210	7.600	4.047	
	国債、地方債等公社債の利回りの実績率	0.041	0.137	0.137	-0.001	0.090		
他人資本報酬率	直近の一定期間における国債、地方債等公社債の利回りの実績率に、過去の一定期間における全ての一般送配電事業者たる法人の有利子負債額の実績額に応じて当該有利子負債額の実績額に係る利子率の実績率から当該期間における国債、地方債等公社債の利回りの実績率を控除して得た率を加重平均して算定した率を加えて得た率	-	-	-	-	-	0.41	
事業報酬率		-	-	-	-	-	1.50	

(記載注意)

- ・報酬率の算定期間に応じて年度別の欄を設け記載すること。
- ・項目別明細表のうち、第4条第4項関係については、第4条第2項第1号又は同条第3項第1号関係、同条第2項第2号関係、同条第3項第3号のうち事業者のレートベースの額に係るもの別に作成すること。

第5表

控除収益明細表

(単位：千円)

項目	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
他社販売電源料	161,034,409	207,405,427	228,991,385	597,431,221	
託送収益	-	-	-	-	
電気事業雑収益	10,125,525	10,548,990	10,556,604	31,231,119	
預金利息	31,804	31,804	31,804	95,412	
賠償負担金相当収益	831,536	831,536	831,536	2,494,608	
廃炉円滑化負担金相当収益	-	-	-	-	
合 計	172,023,274	218,817,757	240,411,329	631,252,360	

《項目別明細表》

(1) 第5条第2項関係

[他社販売電源料]

(単位：千円)

項目	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
他社販売 電力料	他社販売電源料 電力量 (10 ⁶ kWh)	料金計 7,892	207,405,427 8,215	228,991,385 10,502	597,431,221 26,610

[託送収益]

(単位：千円)

項目	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
その他託送収益	-	-	-	-	

[電気事業雑収益]

(単位：千円)

項目	至近実績				2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
	2019年度	2020年度	2021年度	平均						
契約超過金	237,332	268,209	243,914	249,818	249,818	249,818	249,818	249,818	749,454	
違約金	101	-	0	34	34	34	34	34	102	
諸貸付料	5,439	1,232	1,276	2,649	1,254	1,254	1,254	1,254	3,762	
受託運転益	87,661	18,177	18,827	41,555	18,502	18,502	18,502	18,502	55,506	
器具販売益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
受託工事益	14,714	-	-	4,905	-	-	-	-	-	
広告料	25,178	-	-	8,393	-	-	-	-	-	
供給雑収	396,394	134,006	173,241	234,547	219,351	232,198	733,001	727,346	1,692,545	
雑口	3,729,711	12,830,345	9,929,334	8,829,797	9,493,088	9,623,719	9,546,381	9,559,650	28,729,750	
合 計	4,496,530	13,251,968	10,366,593	9,371,697	9,982,047	10,125,525	10,548,990	10,556,604	31,231,119	

〔預金利息〕

(単位：千円)

項目	至近実績				適用金利(%)	2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
	2019年度	2020年度	2021年度	平均残高率(%)							
普通預金利息	266	432	509	10.61%	-	432	401	401	401	1,203	
定期預金利息	36,366	34,505	23,340	18.47%	-	17,375	31,403	31,403	31,403	94,209	
合計	36,632	34,937	23,849	-	-	17,807	31,804	31,804	31,804	95,412	
電灯・電力料収入	389,923,270	373,934,479	426,049,550	-	-	-	-	-	-	-	

(記載注意)

(何)の欄には、預金について種類ごとに記載すること。

〔賠償負担金相当収益〕

(単位：千円)

項目	至近実績				2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
	2019年度	2020年度	2021年度	平均						
賠償負担金相当収益	-	399,064	805,414	401,492	831,536	831,536	831,536	831,536	2,494,608	

〔廃炉円滑化負担金相当収益〕

(単位：千円)

項目	至近実績				2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
	2019年度	2020年度	2021年度	平均						
廃炉円滑化負担金相当収益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

注 様式第1の注1から3までと同様とすること。

部門整理表（その1）

(单位:千円)

	水力発電費			火力発電費			原子力発電費			新エネルギー等発電費		
	計		固有	一般	計		固有	一般	計		固有	一般
	固有	一般			固有	一般			固有	一般		
役員給与	117,195	—	117,195	—	155,586	—	155,586	—	109,113	—	109,113	7,218
給料手当	11,013,909	8,852,240	2,161,669	—	14,350,599	—	11,480,786	2,869,813	9,990,782	7,978,170	2,012,612	647,689
給料手当振替額(貸方)	-87,402	-85,539	-1,863	—	-41,179	—	-38,705	-2,474	-364,552	-362,817	-1,735	-115
退職給与金	892,551	—	892,551	—	1,184,942	—	1,184,942	—	831,005	—	831,005	54,973
厚生費	2,164,261	902,124	1,262,137	—	2,843,215	—	1,167,614	1,675,601	1,988,693	813,586	1,175,107	130,161
委託検針費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
委託集金費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
雑給	1,742,339	710,106	1,032,233	—	2,053,878	—	683,495	1,370,383	1,465,494	504,438	961,056	77,240
燃料費	—	—	—	—	1,095,927,866	—	1,095,927,866	—	1,515,454	1,515,454	—	—
使用済燃料再処理等拠出金発電費	—	—	—	—	—	—	—	—	4,377,144	4,377,144	—	—
廃棄物処理費	—	—	—	—	17,372,527	—	17,372,527	—	4,341,228	4,341,228	—	—
特定放射性廃棄物処分費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
消耗品費	585,705	105,673	480,032	—	2,903,280	—	2,265,994	637,286	1,072,195	625,264	446,931	36,061
修繕費	20,523,752	20,020,479	503,273	—	72,594,657	—	72,019,408	575,249	27,985,939	27,451,473	534,466	142,904
水利使用料	6,636,766	6,636,766	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
補償費	1,536,693	1,531,137	5,556	—	526,034	—	524,132	1,902	1,529	1,523	6	680
賃借料	1,502,172	632,508	869,664	—	1,863,393	—	1,587,077	276,316	719,826	587,394	132,432	19,133
委託費	5,756,434	2,946,538	2,809,896	—	6,082,975	—	2,871,221	3,211,754	24,351,006	21,366,951	2,984,055	231,652
損害保険料	2,250	2,194	56	—	182,366	—	177,807	4,559	953,917	930,071	23,846	—
原子力損害賠償資金補助法一般負担金	—	—	—	—	—	—	—	—	17,682	17,682	—	—
原賠・廃炉等支援機構一般負担金	—	—	—	—	—	—	—	—	17,026,908	17,026,908	—	—
普及開発関係費	29,876	—	29,876	—	442,645	—	442,645	62,429	—	62,429	822	—
養成費	233,247	—	233,247	—	309,656	—	309,656	217,163	—	217,163	14,366	—
研究費	151,264	—	151,264	—	357,942	—	357,942	2,593,478	—	2,593,478	4,104	—
諸費	2,303,093	792,329	1,510,764	—	3,378,734	—	1,373,057	2,005,677	4,114,022	2,707,432	1,406,590	103,141
貸倒損	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
固定資産税	4,091,823	3,969,463	122,360	—	7,900,247	—	7,722,016	178,231	4,481,459	4,309,231	172,228	39,540
雑税	80,236	3,819	76,417	—	230,967	—	113,502	117,465	3,357,723	2,864,124	493,599	4,751
減価償却費	14,672,271	13,950,988	721,283	—	54,059,471	—	53,008,846	1,050,625	25,401,404	24,386,165	1,015,239	275,809
固定資産除却費	5,388,455	5,100,774	287,681	—	2,566,926	—	2,147,888	419,038	5,086,361	4,681,437	404,924	29,660
原子力発電施設解体費	—	—	—	—	—	—	—	—	13,186,449	13,186,449	—	—
共有設備費等分担額	302,673	302,673	—	—	146,628	—	146,628	—	—	—	—	—
共有設備費等分担額(貸方)	-10,661	-10,661	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設分担関連費振替額(貸方)	-79,952	—	-79,952	—	-115,650	—	-115,650	-144,629	—	-144,629	-8,142	—
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	-1,887	—	-1,887	—	-27,963	—	-27,963	-3,944	—	-3,944	-52	—
開発費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
開発費償却	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式交付費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式交付費償却	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
社債発行費	162,499	—	162,499	—	235,053	—	235,053	293,950	—	293,950	16,547	—
社債発行費償却	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人税等	389,693	—	389,693	—	5,773,784	—	5,773,784	814,315	—	814,315	10,719	—
電気事業報酬	8,592,733	—	8,592,733	—	20,837,857	—	20,837,857	29,487,117	—	29,487,117	607,162	—
合 計	88,691,988	66,363,611	22,328,377	1,314,096,436	1,270,551,159	43,545,277	185,330,660	139,309,307	46,021,353	2,446,023	951,640	1,494,383

(記載注意)

1 固有の欄には第 6 条第 1 項で各部門(一般管理費等を除く。)に整理された金額を、一般の欄には第 6 条第 2 項又は第 5 項で一般管理費等から整理された金額を記載すること。
固有の欄には第 6 条第 1 項で各部門(一般管理費等を除く。)に整理された金額を、一般の欄には第 6 条第 2 項又は第 5 項で一般管理費等から整理された金額を記載すること。

2 その他は、様式第1の注1から3までと同様とすること。

様式第3（第6条第3項、第20条第3項関係）

部門整理表（その2）

(単位：千円)

	送電費			変電費		配電費			販売費		合計	
	計	固有		一般	計	固有		一般	計	固有		
役員給与	—	—	—	—	—	—	—	—	133,938	—	133,938	523,050
給料手当	—	—	—	—	—	—	—	—	12,662,020	10,191,527	2,470,493	48,664,999
給料手当振替額(貸方)	—	—	—	—	—	—	—	—	-3,800	-1,671	-2,129	-497,048
退職給与金	—	—	—	—	—	—	—	—	1,020,063	—	1,020,063	3,983,534
厚生費	—	—	—	—	—	—	—	—	2,481,107	1,038,657	1,442,450	9,607,437
委託検針費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
委託集金費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
雑給	—	—	—	—	—	—	—	—	2,731,512	1,551,810	1,179,702	8,070,463
燃料費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,097,443,320
使用済燃料再処理等拠出金発電費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,377,144
廃棄物処理費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	21,713,755
特定放射性廃棄物処分費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
消耗品費	—	—	—	—	—	—	—	—	1,554,469	1,005,857	548,612	6,151,710
修繕費	—	—	—	—	—	—	—	—	1,135,389	—	1,135,389	122,382,641
水利使用料	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6,636,766
補償費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,096	1,092	4,066,032
賃借料	—	—	—	—	—	—	—	—	2,121,444	177	2,121,267	6,225,968
委託費	—	—	—	—	—	—	—	—	14,635,983	8,296,829	6,339,154	51,058,050
損害保険料	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,138,533
原子力損害賠償資金補助法一般負担金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	17,682
原賠・廃炉等支援機構一般負担金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	17,026,908
普及開発関係費	—	—	—	—	—	—	—	—	151,369	128,091	23,278	687,141
養成費	—	—	—	—	—	—	—	—	266,569	—	266,569	1,041,001
研究費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,106,788
諸費	—	—	—	—	—	—	—	—	5,784,542	4,057,944	1,726,598	15,683,532
貸倒損	—	—	—	—	—	—	—	—	436,628	436,628	—	436,628
固定資産税	—	—	—	—	—	—	—	—	276,367	—	276,367	16,789,436
雜税	—	—	—	—	—	—	—	—	404,941	277,300	127,641	4,078,618
減価償却費	—	—	—	—	—	—	—	—	1,629,106	—	1,629,106	96,038,061
固定資産除却費	—	—	—	—	—	—	—	—	649,763	—	649,763	13,721,165
原子力発電施設解体費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	13,186,449
共有設備費等分担額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	449,301
共有設備費等分担額(貸方)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	-10,661
建設分担関連費振替額(貸方)	—	—	—	—	—	—	—	—	-170,865	—	-170,865	-519,238
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	—	—	—	—	—	—	—	—	-1,470	—	-1,470	-35,316
開発費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
開発費償却	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式交付費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式交付費償却	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
社債発行費	—	—	—	—	—	—	—	—	347,276	—	347,276	1,055,325
社債発行費償却	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人税等	—	—	—	—	—	—	—	—	303,646	—	303,646	7,292,157
電気事業報酬	—	—	—	—	—	—	—	—	20,557,254	—	20,557,254	80,082,123
合 計	—	—	—	—	—	—	—	—	69,108,347	26,984,241	42,124,106	1,659,673,454

(記載注意)

1 固有の欄には第6条第1項で各部門（一般管理費等を除く。）に整理された金額を、一般の欄には第6条第2項又は第5項で一般管理費等から整理された金額を記載すること。

2 その他は、様式第1の注1から3までと同様とすること。

販売費整理表

(単位：千円)

	需 要 家 費	給 電 費	一 般 販 売 費	合 計
役員給与	53,980	5,773	74,185	133,938
給料手当	5,103,047	545,733	7,013,240	12,662,020
給料手当振替額(貸方)	-1,531	-164	-2,105	-3,800
退職給与金	411,106	43,965	564,992	1,020,063
厚生費	999,936	106,936	1,374,235	2,481,107
委託集金費	-	-	-	-
雑給	1,100,854	117,728	1,512,930	2,731,512
燃料費	-	-	-	-
使用済燃料再処理等拠出金発電費	-	-	-	-
廃棄物処理費	-	-	-	-
特定放射性廃棄物処分費	-	-	-	-
消耗品費	897,049	47,464	609,956	1,554,469
修繕費	510,051	15,623	609,715	1,135,389
水利使用料	-	-	-	-
補償費	442	47	607	1,096
賃借料	1,206,802	9,779	904,863	2,121,444
委託費	8,305,509	283,089	6,047,385	14,635,983
損害保険料	-	-	-	-
原子力損害賠償資金補助法一般負担金	-	-	-	-
原賠・廃炉等支援機構一般負担金	-	-	-	-
普及開発関係費	-	-	151,369	151,369
養成費	107,433	11,489	147,647	266,569
研究費	-	-	-	-
諸費	4,044,863	125,599	1,614,080	5,784,542
貸倒損	436,628	-	-	436,628
固定資産税	115,461	4,718	156,188	276,367
雜稅	321,095	6,053	77,793	404,941
減価償却費	680,608	27,809	920,689	1,629,106
固定資産除却費	271,458	11,091	367,214	649,763
原子力発電施設解体費	-	-	-	-
共有設備費等分担額	-	-	-	-
共有設備費等分担額(貸方)	-	-	-	-
建設分担関連費振替額(貸方)	-68,862	-7,364	-94,639	-170,865
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	-592	-63	-815	-1,470
開発費	-	-	-	-
開発費償却	-	-	-	-
株式交付費	-	-	-	-
株式交付費償却	-	-	-	-
社債発行費	139,959	14,968	192,349	347,276
社債発行費償却	-	-	-	-
法人税等	146,622	7,597	149,427	303,646
電気事業報酬	8,588,410	350,912	11,617,932	20,557,254
合 計	33,370,328	1,728,782	34,009,237	69,108,347

(記載注意)

様式第1の注1及び2と同様とすること。

送配電非関連費用明細表（その1）

(単位：千円)

	総水力発電費			総火力発電費			総新エネルギー等発電費		
	計	固定		計	固定		計	固定	
		固定	可変		固定	可変		固定	可変
役員給与	117,195	117,195	—	155,586	135,585	20,001	7,218	7,218	—
給料手当	11,013,909	11,013,909	—	14,350,599	12,505,829	1,844,770	647,689	647,689	—
給料手当振替額(貸方)	-87,402	-87,402	—	-41,179	-35,885	-5,294	-115	-115	—
退職給与金	892,551	892,551	—	1,184,942	1,032,618	152,324	54,973	54,973	—
厚生費	2,164,261	2,164,261	—	2,843,215	2,477,720	365,495	130,161	130,161	—
委託集金費	—	—	—	—	—	—	—	—	—
雑給	1,742,339	1,742,339	—	2,053,878	1,789,852	264,026	77,240	77,240	—
燃料費	—	—	—	1,095,927,866	—	1,095,927,866	—	—	—
使用済燃料再処理等拠出金発電費	—	—	—	—	—	—	—	—	—
廃棄物処理費	—	—	—	17,372,527	—	17,372,527	—	—	—
特定放射性廃棄物処分費	—	—	—	—	—	—	—	—	—
消耗品費	585,705	292,853	292,852	2,903,280	1,265,032	1,638,248	36,061	18,031	18,030
修繕費	20,523,752	20,523,752	—	72,594,657	63,262,614	9,332,043	142,904	142,904	—
水利使用料	6,636,766	6,636,766	—	—	—	—	—	—	—
補償費	1,536,693	1,536,693	—	526,034	458,412	67,622	680	680	—
賃借料	1,502,172	1,502,172	—	1,863,393	1,623,854	239,539	19,133	19,133	—
委託費	5,756,434	5,756,434	—	6,082,975	5,301,009	781,966	231,652	231,652	—
損害保険料	2,250	2,250	—	182,366	158,923	23,443	—	—	—
原子力損害賠償資金補助法一般負担金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
原賠・廃炉等支援機構一般負担金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
普及開発関係費	29,876	29,876	—	442,645	385,743	56,902	822	822	—
養成費	233,247	233,247	—	309,656	269,850	39,806	14,366	14,366	—
研究費	151,264	151,264	—	357,942	311,929	46,013	4,104	4,104	—
諸費	2,303,093	2,303,093	—	3,378,734	2,944,398	434,336	103,141	103,141	—
貸倒損	—	—	—	—	—	—	—	—	—
固定資産税	4,091,823	4,091,823	—	7,900,247	6,884,670	1,015,577	39,540	39,540	—
雑税	80,236	80,236	—	230,967	201,276	29,691	4,751	4,751	—
減価償却費	14,672,271	14,672,271	—	54,059,471	47,110,126	6,949,345	275,809	275,809	—
固定資産除却費	5,388,455	5,388,455	—	2,566,926	2,236,948	329,978	29,660	29,660	—
原子力発電施設解体費	—	—	—	—	—	—	—	—	—
共有設備費等分担額	302,673	302,673	—	146,628	127,779	18,849	—	—	—
共有設備費等分担額(貸方)	-10,661	-10,661	—	—	—	—	—	—	—
他社購入電源費	142,349,277	37,566,746	104,782,531	309,597,613	40,929,211	268,668,402	89,186,317	8,898	89,177,419
非化石証書購入費	3,728,351	—	3,728,351	—	—	—	153,813	—	153,813
建設分担額連費振替額(貸方)	-79,952	-79,952	—	-115,650	-100,783	-14,867	-8,142	-8,142	—
附帯事業営業費用分担額連費振替額(貸方)	-1,887	-1,887	—	-27,963	-24,368	-3,595	-52	-52	—
開発費	—	—	—	—	—	—	—	—	—
開発費償却	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式交付費	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式交付費償却	—	—	—	—	—	—	—	—	—
社債発行費	162,499	162,499	—	235,053	204,837	30,216	16,547	16,547	—
社債発行費償却	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人税等	389,693	389,693	—	5,773,784	5,031,564	742,220	10,719	10,719	—
電気事業報酬	8,592,733	8,592,733	—	20,837,857	18,159,150	2,678,707	607,162	607,162	—
他社販売電源料	-131,945,730	-23,271,893	-108,673,837	-394,661,373	-50,198,799	-344,462,574	-53,875,733	-2,974,692	-50,901,041
合 計	102,823,886	102,693,989	129,897	1,229,032,676	164,449,094	1,064,583,582	37,910,420	-537,801	38,448,221

(記載注意)

その他は、様式第1の注1から3までと同様とすること。

送配電非関連費用明細表（その2）

(単位：千円)

	総原子力発電費			給電費			合計		
	計		可変	計		可変	計		可変
	固定			固定			固定		
役員給与	109,113	109,113	—	5,773	5,773	—	394,885	374,884	20,001
給料手当	9,990,782	9,990,782	—	545,733	545,733	—	36,548,712	34,703,942	1,844,770
給料手当振替額(貸方)	-364,552	-364,552	—	-164	-164	—	-493,412	-488,118	-5,294
退職給与金	831,005	831,005	—	43,965	43,965	—	3,007,436	2,855,112	152,324
厚生費	1,988,693	1,988,693	—	106,936	106,936	—	7,233,266	6,867,771	365,495
委託集金費	—	—	—	—	—	—	—	—	—
雜給	1,465,494	1,465,494	—	117,728	117,728	—	5,456,679	5,192,653	264,026
燃料費	1,515,454	—	1,515,454	—	—	—	1,097,443,320	—	1,097,443,320
使用済燃料再処理等拠出金発電費	4,377,144	—	4,377,144	—	—	—	4,377,144	—	4,377,144
廃棄物処理費	4,341,228	—	4,341,228	—	—	—	21,713,755	—	21,713,755
特定放射性廃棄物処分費	—	—	—	—	—	—	—	—	—
消耗品費	1,072,195	536,098	536,097	47,464	23,732	23,732	4,644,705	2,135,746	2,508,959
修繕費	27,985,939	27,985,939	—	15,623	15,623	—	121,262,875	111,930,832	9,332,043
水利使用料	—	—	—	—	—	—	6,636,766	6,636,766	—
補償費	1,529	1,529	—	47	47	—	2,064,983	1,997,361	67,622
賃借料	719,826	719,826	—	9,779	9,779	—	4,114,303	3,874,764	239,539
委託費	24,351,006	24,351,006	—	283,089	283,089	—	36,705,156	35,923,190	781,966
損害保険料	953,917	953,917	—	—	—	—	1,138,533	1,115,090	23,443
原子力損害賠償資金補助法一般負担金	17,682	17,682	—	—	—	—	17,682	17,682	—
原賠・廃炉等支援機構一般負担金	17,026,908	17,026,908	—	—	—	—	17,026,908	17,026,908	—
普及開発関係費	62,429	62,429	—	—	—	—	535,772	478,870	56,902
養成費	217,163	217,163	—	11,489	11,489	—	785,921	746,115	39,806
研究費	2,593,478	2,593,478	—	—	—	—	3,106,788	3,060,775	46,013
諸費	4,114,022	4,114,022	—	125,599	125,599	—	10,024,589	9,590,253	434,336
貸倒損	—	—	—	—	—	—	—	—	—
固定資産税	4,481,459	4,481,459	—	4,718	4,718	—	16,517,787	15,502,210	1,015,577
雑税	3,357,723	3,357,723	—	6,053	6,053	—	3,679,730	3,650,039	29,691
減価償却費	25,401,404	25,401,404	—	27,809	27,809	—	94,436,764	87,487,419	6,949,345
固定資産除却費	5,086,361	5,086,361	—	11,091	11,091	—	13,082,493	12,752,515	329,978
原子力発電施設解体費	13,186,449	13,186,449	—	—	—	—	13,186,449	13,186,449	—
共有設備費等分担額	—	—	—	—	—	—	449,301	430,452	18,849
共有設備費等分担額(貸方)	—	—	—	—	—	—	-10,661	-10,661	—
他社購入電源費	56,977,361	44,603,987	12,373,374	—	—	—	598,110,568	123,108,842	475,001,726
非化石証書購入費	—	—	—	—	—	—	3,882,164	—	3,882,164
建設分担額連費振替額(貸方)	-144,629	-144,629	—	-7,364	-7,364	—	-355,737	-340,870	-14,867
附帯事業営業費用分担額連費振替額(貸方)	-3,944	-3,944	—	-63	-63	—	-33,909	-30,314	-3,595
開発費	—	—	—	—	—	—	—	—	—
開発費償却	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式交付費	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式交付費償却	—	—	—	—	—	—	—	—	—
社債発行費	293,950	293,950	—	14,968	14,968	—	723,017	692,801	30,216
社債発行費償却	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人税等	814,315	814,315	—	7,597	7,597	—	6,996,108	6,253,888	742,220
電気事業報酬	29,487,117	29,487,117	—	350,912	350,912	—	59,875,781	57,197,074	2,678,707
他社販売電源料	-16,948,385	-666,895	-16,281,490	—	—	—	-597,431,221	-77,112,279	-520,318,942
合 計	225,359,636	218,497,829	6,861,807	1,728,782	1,705,050	23,732	1,596,855,400	486,808,161	1,110,047,239

(記載注意)

その他は、様式第1の注1から3までと同様とすること。

様式第6（第9条第3項関係）

送配電非関連需要明細表

	最大電力 (10 ³ kW)	尖頭時責任電力 (10 ³ kW)		発受電量 (10 ⁶ kWh)	口数
		夏期	冬期		
非特定期需要	4,393.8	4,393.8	4,290.8	25,431.7	11,352,600
特定定期需要	352.2	342.4	331.5	1,778.0	12,896,000
合計	4,746.0	4,736.2	4,622.3	27,209.7	24,248,600

様式第7（第16条関係）

(単位：千円)

		送配電非関連費及び送配電関連費等計算表															
		送配電非関連費						送配電関連費		配電関連費		合計					
		固定費			可変費			需要家費			託送供給費用 相当額	託送供給費用 相当額					
		固有	追加	計	固有	追加	計	固有	追加	計	計	計	固有	追加	送配電関連費	配電関連費	計
初年度	特 定 需 要																
二年度	特 定 需 要																
三年度	特 定 需 要																
原 価 算 定 期 間	計	34,777,575	279,982	35,057,557	72,530,486	952,783	73,483,269	17,747,008	233,131	17,980,139	50,836,013	-	125,055,069	1,465,896	50,836,013	-	177,356,978

(記載注意)

固有の欄には第10条第2項で整理された固有固定費、固有可変費及び固有需要家費を、追加の欄には第15条で整理された総追加固定費、総追加可変費及び総追加需要家費を、記載すること。
 施行規則第17条の2に規定する託送供給等に係る収入の見通しの算定期間内において、託送供給等に係る料金単価が年度ごとに変動する場合にあっては、年度ごとに作成すること。

注 様式第1の注1及び2と同様とすること。

様式第8（第18条第7項、第32条第7項関係）

第1表

特定需要原価等と料金収入の比較表

(単位：千円)

		固定費	可変費	需要家費	送配電関連費	配電関連費	合計	販売電力量 (10 ⁶ kWh)	単価 (円/kWh)	想定料金 収入
初年度	特 定 需 要									
二年度	特 定 需 要									
三年度	特 定 需 要									
原 價 算 定 期 間 計		35,057,557	73,483,269	17,980,139	50,836,013	-	177,356,978	4,956.0	35.79	177,356,943

(記載注意)

様式第1の注1及び2と同様とすること。

施行規則第17条の2に規定する託送供給等に係る収入の見通しの算定期間内において、託送供給等に係る料金単価が年度ごとに変動する場合にあっては、年度ごとに作成すること。ただし、この場合においては、原価算定期間計における単価(円/kWh)の記載を省略することができる。